令和2年度(2020年度)第4回 北海道環境影響評価審議会

議事録

日 時:2020年7月28日(火)午後1時30分開会

場 所:北海道第二水産ビル 3階 3S会議室

1. 開 会

○事務局(武田課長補佐) 定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第4回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、会場出席が6名、オンラインでの出席が4名、合わせて10名の委員の方のご出席をいただいており、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨 拶

- ○事務局(武田課長補佐) それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。
- ○**竹花環境計画担当課長** 環境計画担当課長の竹花です。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

前回の6月に開催した審議会におきましては、多くの議事についてご審議いただき、新 さらきとまない風力発電事業の準備書につきましては、審議会の後、答申をいただき、7 月21日付で経済産業大臣宛てに知事意見を述べたところです。

委員の皆様には、熱心にご審議いただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本日予定の議事は、ご案内のとおり、風力発電事業につきまして、新規の配慮書3件と前回からの継続となります配慮書1件、このうち、新規の1件につきましては、一般海域におけます洋上風力発電事業となっており、昨年に続き、道内3番目の案件となってございます。

そのほか、前回に引き続き、環境影響評価制度の見直しということで、太陽光発電事業の取扱いについて審議を予定しており、本日も議事が大変多くなってございます。

委員の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、引き続き、慎重な審議をいた だきますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局(武田課長補佐) 進行は、私、武田が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

さて、当審議会は今後も審議案件が予定されていることから、当面の間、感染拡大防止のため、事務局からの説明の一部省略など、できるだけ開催時間を短縮して実施するとともに、一般傍聴者については、定員の削減、風邪のような症状のある方の入場をご遠慮いただくこと、会場への入場の際における手洗いやアルコール等での消毒の徹底、マスクの着用などの入場制限を行い、通常どおり開催してまいりたいと考えております。

なお、今後の状況等を踏まえ、感染拡大防止の観点から、さらに開催方法を変更することもありますので、ご了承願います。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をお願いします。

資料は、上から会議次第、委員名簿、配席図、資料1-1と1-2、資料2-1と2-2、資料3-1と3-2、資料4-1から4-4、資料5-1から5-6、それから、委員の方のみ資料番号のない資料を2枚つけております。洋上風力発電の最近の動きについての資料です。

配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、5件です。

議事(1)は、1回目の審議となる(仮称)えりも地区風力発電事業計画段階環境配慮 書についてです。事務局から、事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、 その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(2)は、1回目の審議となる(仮称)松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(3)は、1回目の審議となる(仮称)石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮 書についてです。事務局から、事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、 その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(4)は、2回目の審議となる(仮称)苫東厚真風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開で審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道関係の方にはご退出いただきますので、ご協力のほどをお願いします。

議事(5)は、北海道環境影響評価制度の見直しについてです。事務局からの説明と皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

なお、非公開審議が想定される議事がございますので、次第と異なりますが、議事(5) を最初にご審議いただきたいと思います。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長にお願いいたします。

3. 議事

〇山下会長 議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日 の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、白木委員と三谷委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

最初に、議事(5)は、本日2回目の審議となります北海道環境影響評価制度の見直し についてです。

事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局(武田課長補佐) 事務局の武田です。よろしくお願いします。

それでは、資料に基づき、説明いたします。

資料5-1から5-6になります。

まず最初に、資料5-1をご覧ください。

これは、前回審議いただいた主なご意見、ご質問と、それへの事務局の対応を整理したものです。

細かな説明は割愛しますが、太陽光発電事業を北海道環境影響評価条例の対象とすること自体については、ご異論はなかったかと思います。

そのほかの主なご意見、疑問として、主に二つ、事務局案では、第1種事業の規模要件を法の第一種事業と同じとして、第二種事業をその半分としているが、規模要件についてさらに検討が必要ではないか、もう1点が、道内の大規模太陽光発電事業の事例では、出力と事業面積の関係にばらつきが大きいため、規模要件の指標として面積を加えるべきではないかという2点がございました。

最初にこの二つについて説明します。

資料5-2をご覧ください。

これは、審議会に先立ち、皆様にもメールで説明させていただいた資料ですが、改めて、現行制度の規模要件及びその指標の考え方を説明いたします。

上には、条例の条項が書かれています。

条例第2条第2項で、「第一種事業とは、次の掲げる事業の種類のいずれかに該当する 一の事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもの として規則で定めるもの」と定義しています。

下に規則の抜粋がありますが、ここでは風力発電所を例に挙げており、第1種事業の規模要件の指標と基準を法の第1種事業と同一にしています。両方とも1万キロワット以上です。つまりは、条例の第1種事業の規模要件とその指標を法の第1種事業と同じとしています。

また、第2種事業については、立地環境等によってアセスメントを実施するかしないか個別に判断するものですが、条例では、第2条第3項で、第1種事業未満で第1種事業の0.5以上の規模と定めています。法の場合は、第2種事業は、第1種事業の75%以上の規模なので、条例では、法より小さい規模から対象にすることによって、法との役割分担を図っています。

前回のご議論では、規模要件の指標や水準を議論できないかという意見もございました

が、以上のように、条例の現行の構成は、第1種事業は法の第1種事業と同じ、第2種事業は第1種事業未満で50%以上の規模と定めているため、太陽光発電でのみそれと異なる規模要件の指標や水準を設定することは、条例の規模要件の考え方自体を根本的に見直す必要があること、また、道内においては、適切な規模要件を検討するのに必要な太陽光発電による明確な環境影響の事例が今のところ明確に確認されていないという問題があることについて、前回ご説明したところです。

次に、面積を規模要件の指標とすることが必要ではないかというご意見についてです。 資料5-3をご覧ください。

前回、道内の大規模な事業を一覧表にして出力と面積を比較した資料をご覧になっていただき、ゴルフ場跡地や農地を利用する場合は、実際に改変を行わない面積が非常に大きくなり、対象事業面積を指標とした場合、判断に疑義や不公平が生じるおそれがあることを説明したところですが、かえって面積基準が必要ではないかという疑問を生じさせる結果となりました。もっと丁寧に説明するべきだったと反省しております。

そこで、道内事業のうち、電気事業法における届出面積がパネル自体の設置面積に近いと考えられる工業団地に設置された太陽光発電施設について、出力と面積の相関を調べたところ、強い相関が得られました。この資料の右下の図となりますが、2,000キロワット以上の工業団地の10事業で非常にきれいな相関が出ています。

左の図は、前回お示しした2万キロワット以上の21事業ですが、ばらつきが非常に大きくなっています。

この右のグラフから見ますと、4万キロワットで約90ヘクタールとなり、法の考え方では4万キロワットで100ヘクタールとしていますので、これとほぼ一致する結果です。ちなみに、最近の新聞で、苫東地域で新たに事業が完成したものが6万4,600キロワットで90ヘクタールと報道されていましたが、このことは、工業地帯で行う場合は、4万キロワットの基準を設ければ、100ヘクタールをカバーできるという実例になろうかと思います。

ちなみに、資料5-3の参考資料は、国の検討会の資料で、これに基づき、国では、規模要件の指標と基準を定めております。

ここで、2ページ目の図1と2を見ると、北海道で調べたものと同じように、面積と出力の相関が必ずしも高くないという結果が出ております。その原因として、2ページ目の最後の黒点から3ページ目にかけて、「広大な土地を借用するケースで、実際にはその一部においてのみ太陽光発電事業を実施するケースがある」旨、記載されているところです。

さらに、3ページ目の図3と4は、事業者が調査した設置面積と出力の関係ですが、これも面積と出力に強い相関が見られます。

ただ、次の4ページの先行して条例の対象としている自治体の例を見ますと、事業面積 と施設の出力が強い相関を示しております。これらのことから、太陽光発電事業のアセス 対象規模の指標は、面積を併記しなくとも、出力の単体で第1種事業は100ヘクタール 以上、第2種事業は50ヘクタール以上とする面的開発事業との整合性を確保することが できると考えております。

以上のことから、現状においては、太陽光発電事業においても、従来の条例対象案件と 同様、第1種事業の指標と規模を法対象事業と同一とし、第2種事業は、第1種事業の半 分の規模としたいというのが事務局の考えであります。

次に、電気事業法と環境影響評価法の関係を整理しておくようにという意見がございま したので、資料5-4にまとめております。

上段は、環境影響評価法と電気事業法の関係ですが、法アセスの対象となる場合は、電気事業法の許認可等の審査に反映される仕組みになっております。ただし、条例から法に対して義務づけができないので、条例ではこのような規定はございません。認可権者に対しては、許認可等に際し、条例手続による評価書を勘案するように要請するというのが条例の制度で、法のようなリンクはできておりません。

下の②ですが、電気事業法での工事を行う場合の許認可の対象は、総出力で区分しています。右側の表では、太陽光発電事業は2,000キロワット以上で事前届出を要することとなっておりますので、ここには面積要件がないことが分かります。

次に、資料 5 - 5 は、全国的な太陽光発電事業の条例上の取扱いについて整理するよう にという意見がございましたので、改めて整理したものです。

まず、表の下のほうを先に見ていただきたいと思います。これは法アセスより前に太陽 光発電事業を対象としていた自治体で、名古屋市のみ出力としていますが、それ以外は面 積となっております。面的開発事業として捉えられていたものと考えられます。

上半分は、法の施行令改正以降に改正を行った例で、面積もあれば出力もあり、規模要件も様々です。県によっては、第1種、第2種の区分のないところや、それ以外の独自の区分を設けているところもあります。

この中で、上から六つ目の愛知県では、出力と面積を併用した形になっております。これらの全てを分析したわけではありませんが、それぞれの条例の構成上、これらのことが可能になっていると思われます。

ちなみに、宮城県には直接聞いてみたのですが、法は法、条例は条例という考えで定めることができる仕組みになっているようです。

次に、資料5-6は、太陽光発電事業を実施する際の法令関係を整理するようにという 意見がありましたことから、経済部が市町村向けに作成した資料の一部を用意しました。

太陽光発電や風力発電事業を設置する場合の関係法令が一覧に整理されておりますが、 今回の審議に当たって、特に取り上げるべきものはないと思われますので、中身の説明は 割愛します。

事務局で整理した資料の説明は以上です。

〇山下会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様か

らご質問やご意見をお願いします。

○押田委員 前回、武田さんにメールでお伝えしたのですけれども、この第1種、第2種については、面積や出力など、数値上の問題として事業が分かれているわけですが、そうではない定性的なものを将来的に盛り込んでおく必要があるかどうかの確認です。もし無理だったら今回はいいかなと思いますが、例えば、第2種よりもはるかに小さいようなものでも、すぐ真横にタンチョウの営巣地があるような場合は必要に応じて議論できるキャパシティーを残しておいたほうがいいような気がしています。

もう一つ、一つの事業でこの規模になれば、それはそれでもって検討評価の対象になると思うのですけれども、例えば、今、風車のほうもそうで、第1種にも第2種にもかからないような本当に小さい事業でも累積されてしまうことでちょっとおかしくなってしまうというか、第2種にもかからないものでも、そのエリアでもって何度もされることで第1種を超えるような、これについて逃げ道と言うと変かもしれませんが、こういうやり方も場合によってはあるのかなという気もするのです。

そういうものへの対処について、特に今は考えておかなくてもいいのでしょうか。

○事務局(武田課長補佐) まず、小さな事業についても必要に応じて対象にできないかということについてです。

難しい問題は、アセス制度自体が大規模で環境影響の程度が非常に大きいものを対象としているということです。現在のところ、道の条例では、面積については50ヘクタールの開発規模の事業を第2種事業の下限とするという考えですが、さらに小さなものまでアセスの制度で行うのか、それとも、ほかの制度で必要な地域に保護区の網をかけるようにするなどを検討し、どこかで線を引かなければならないと思っています。

このことから、今、具体的な事例がない中で結論を出すことは難しいですが、アセスの制度でどのように検討できるかというのはもちろん議論が必要なことですので、引き続き議論が必要であるという意見を付していただくことは可能だと思います。

次に、小さな事業の累積的影響評価についてです。

これもアセス制度の課題でありまして、アセス制度はあくまでも一つの事業ごとに対象とするわけです。同じ事業者が複数のものをつくる場合、例えば、電気事業法の扱いで接続ポイントが一つだったら一つの事業として扱うことで虫食い的な開発は防げますが、別の事業者がそれぞれ小さな小型風力発電をつくり、それが環境全体に対してまとまったインパクトを与えるといったことについては現在のアセス制度では対応が難しいところです。

比較として適当かどうかは分かりませんが、例えば、道路事業ですと、道路をつくることによって交通量が増加し、その排ガスや騒音の増加はアセスの対象になりますが、個々の自動車から発生する騒音についてはアセスの問題としては扱っていないということと類似するような問題で、発生源自体に対しての対応が別に必要になるかもしれません。

○押田委員 分かりました。

とりあえず、将来的には検討の余地があるかもしれないということでよろしいですか。

○事務局(武田課長補佐) 例えば、太陽光発電は、現在、事務局で考えた指標以外にも さらに事例を積み重ね、環境影響の実態を把握した上で見直すことはあり得ます。また、 条例自体が5年に一度見直すことになっておりますので、実際に発生した状況などの事例 を重ね、何かの機会に新たに検討することもできると考えております。

〇山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 今の意見と少し関連しますが、たしか、前回の資料に国も附帯決議で5年後にもう一度検討するということが載っていました。そうすると、今、押田委員から挙げられたような、例えば、規模が小さくてもゆゆしき場所に建てる場合や、小さな規模のものを複数つくって、その影響が大きくなってしまった場合というのも将来的には考えることになるのではないかと思っています。

あるいは、今の風力にしても、いろいろな累積的な問題があるよということは幾つか問題点が出てきていると思いますが、国の法律、あるいは、道の条例の5年ごとに見直す、あるいは、5年後に見直すというスケジュールを見越して、どういう問題があって、どういう制度をつくるべきだというのは、国に対し、道として要望していくこともできるのではないかなと思います。

それを念頭に、審議会の中で毎回議論してくださいとは言いませんけれども、年に3回か4回、何が問題で、制度をどう変えていけばいいかを議論する場をつくったほうがいいのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○事務局(武田課長補佐) 今すぐにお答えするのは難しいのですが、議論だけをしてそれで終わりになってしまったら意味がないので、国の動向や、そもそも、アセス制度とはどういうものかを十分整理した上で、審議会で議論するという状況になれば、改めて諮問を行い、ご議論いただくことになろうかと思います。

そのようなことから一朝一夕にできる問題ではないのかなという印象を持っております。

○玉田委員 ただ、今回の場合もそうですが、国の動きをきちんとリサーチしておかない といけないと思います。突然、国から、こう決まった、道の条例もこれで動くと言われれ ば、前回みたいに準備不足で動けないということになると思います。

ですから、国の動きを見計らいながら、どこに問題があるのかを常に考え、先を見越していい制度に持っていくという攻めの姿勢で展開していかないと物事が前に進んでいかないですし、いつまでたっても後追いで制度ができて、その制度にのっとって仕事をすることしかできず、問題がいつまでも山積することになります。

今すぐ何とかしろということではないのですが、今は、少なくとも5年後に向けて附帯 決議があって、それに向かって検討があるのだということがはっきりしていますから、5 年後の法の附帯決議の関連の審議は、決まる1年ぐらい前から始まるでしょうから、道と して意見が出せるような仕組みをつくるならば、さらに1年ぐらい前から議論をしないと 片づかないといいます。あと5年しかない中で、3年ぐらいの間で少しでも方向性が見えていないと進まないということになってしまうと思います。

5年ということが一つ明記されているので、それをスケジューリングしながら、どうやったらアセスの法律の問題、不備なところが幾つかあると思いますから、その不備な問題をどうやったら前進させられるかという攻めの姿勢で法改正を見据えて、あるいは、条例改正を見据えて物事を考えていってほしいと思っています。

○竹花環境計画担当課長 ご意見をありがとうございます。

先ほどからの指摘についてですが、国でも制度の見直し検討をしておりまして、一番近いところでは平成30年に基本的事項に関する技術検討委員会というものが開かれております。そこで取りまとめられた中身を読みますと、規模要件未満の事業や第2種のスクリーニングの結果、対象外となったような事業、環境への影響が著しいものとなるおそれが比較的少ない事業についての意見がまとめられており、その事業に対しては、簡易な環境影響評価を行う仕組みの導入、また、自主的な環境影響評価の促進など、手続を軽くして環境影響評価の取組を広げるという考え方も重要だという意見があり、こちらも国の検討委員会でまとめられているものとなります。

また、累積的影響についてもまとめられており、一定の地域に同種の複数の事業が集中することによる累積的影響や、異種の複数の事業が集中することによる複合的な影響について、その調査、予測、評価の手法を含めた取扱いを検討すべきということですが、現在、まさに課題となっている累積的影響やこういった規模未満の事業に対する考え方についても国で課題として挙げられております。

ですから、国の動向を注視しつつ、審議会で正式な議論をするということになれば、当然、諮問はさせていただきますが、こういった情報を委員の皆様方とも共有しながら望ましい姿を目指していけるよう、今後、私どもも気をつけながら必要な議論を進めていければと考えております。

- ○山下会長 ほかにございませんか。
- **〇奈良委員** 前回お話しできればよかったのですが、ちょっと準備不足でした。

太陽光パネルが廃棄の際に問題になるということがありまして、風車の場合、鉄の塊なのですが、いろいろな化学物質を使っていて、災害や何かで割れたりしたときにそれが放置されると化学物質が溶け出すということがあります。

一番中立かなと思って見ておりました資源エネルギー庁のホームページには、既にその 危惧について書かれていまして、パネルの種類によっては、銅、鉛、銀、セレン、場合に よっては、カドミウムなどの有害物質が存在するため、きちんとした最終処分場で廃棄し なければいけませんが、業者がその廃棄の費用を設置のときに準備しているかというと、 70%前後が準備していない状況だということなのです。

2013年ぐらいから設置が物すごく増えていますよね。風車の寿命は25年から30年だと考えると、2040年前後にそれらが寿命を迎え、最終処分場が逼迫することが考

えられます。永遠に寿命があるわけではなく、25年、30年というような現在のパネルが持っている寿命で考えると、アセスに出てきた大型のものだけでも、適切な廃棄のための費用を準備するみたいな一言が書かれるような仕組みを今からつくっておく必要があるのではないかなと思いました。つくるときに壊すことまでぜひ考えてほしいということですね。

基本的には、壊れていなければ、何か悪いものが流出するわけではなく、廃棄のとき、 または、壊れてしまったときに問題になるようですので、今の時点で何か一言加えること ができたらいいなと思いました。

○竹花環境計画担当課長 ご意見をありがとうございます。

今日、資料をお持ちしなかったのですが、先月、FIT法も含めた電気事業法関係の3 法が改正になったところですが、委員がおっしゃるとおり、パネルが設置から30年前後 に大量に廃棄され、処分場が逼迫するおそれがあるという問題もあります。

廃棄に関しては、FIT法の改正の中で、認定を受ける事業者に対して、積立て制度というのを設けて、積立てされているお金の中から、例えば、事業者が廃業になった、あるいは、いなくなってしまった場合でも、廃棄のための費用として活用できる制度ができたというのを新聞などで報道されていましたので、国がそういった制度を創設し、適切な管理がされる形になっていくと承知しております。

○奈良委員 もしそういう形で網羅されるのであれば安心ですが、道のほうでも、これから太陽光をつくるに当たり、何か一言入れておくのは簡単なことではないか、そして、重要なことではないかと思います。

○事務局(武田課長補佐) 今までのアセス対象事業は、当然、事業の実施及び存在することによる環境影響を審査するものですが、その後、施設がなくなった後の影響をどう評価するかという視点がありませんでした。例えば、廃棄物の処理はどうするのですかというのはQ&Aの中でも確認していくわけですが、太陽光発電の場合は、事業が終了した後の処理をどうする考えか、パネルを更新する場合の処理をどうする考えかを確認して、十分な答えが得られなければ、それに対して注意を促すような質疑応答のやり取りは可能かと思います。

風力発電もそうですが、更新事業でしたら、例えば、今まで建てていた風力発電の風車 をどう処分するのか、それが適切な方法なのかというのも審査の対象になります。

○澁谷委員 前回、出力と土地面積の相関があまりにもよくないので、併記したほうがいいのではないかと発言しました。

事前に説明いただきましたが、少しデータを精査されて、出力と面積の相関は割と高い場合が多く、その場合だったら出力だけでということは論理としては成り立つなと思っていますので、その部分について特に申し上げることはありません。

ただ、皆さんが全部同じように100ヘクタールに4万キロワットで置くかというと、 そこは担保できないわけなので、そういうふうに考えると、個人的には、やはり面積問題 として捉えるのが基本だろうなと今でも思っています。

前回も申し上げたのですけれども、今、民有林で一回に皆伐できる面積は20~クタールが限度という規則がありまして、これは大規模な案件に対するアセス委員会ですから、大規模でいいのかもしれないですけれども、50~クタールにしても100~クタールにしても非常に大きいなというのが個人的な感覚です。

また、先ほど、ほかの県や町の条例の概要を示していただいた資料5-5について、1 点だけお聞きしたいことがあります。

古いもので去年の10月、多くの部分は今年度になってからの施行になっていましたので、新しいのですけれども、ほとんどの場合は、やっぱり土地面積で規制していて、それも、今ここで検討しているよりも小さな面積、あるいは、小さな出力で規制がかかっている場合が非常に多いというのは間違っていないと思います。

そこで、そこまで調べていないかなと思いますが、どうして国が示している基準よりも もっと厳しい基準で条例を定めているのか、ご存じのことがありましたら、どこかの例で 結構ですので、ご説明をお願いしたいと思います。

- ○事務局(武田課長補佐) どうしてそのような基準になったかというのは、その条例の 基準を定めたときに様々議論があったと思いますが、これはそれぞれの自治体の判断とし か言いようがありません。
- ○河野委員 私も、今、渋谷委員がおっしゃったことを言おうかどうかを迷っていました。 北海道というのは、特に、広い面積を確保できる場所だと思うのです。まず、面積を確保しておいて、太陽光発電機を少なめに申請し、その後、少しずつ増やしていくことは風力発電では可能ではないのですが、太陽光発電の場合はできると思うので、その辺がすごく心配です。

前回もお話ししましたが、虫食いのようにちょっとずつやると。そのとき、大きな出力であれば、こういう設備が必ず必要だというものを最初に建てなければいけないのかどうか、例えば、変電所や送電線など、基幹となるものを押さえておけないのかなとかも思ったのですが、技術的にそういうのは無理なのでしょうか。

○事務局(武田課長補佐) 電気事業法の考え方でいきますと、送電網への接続ポイントが一つであれば、虫食い的に複数の事業があっても一つの事業として扱うという考えになります。

それから、アセスの要件に達している場合、10%以上の出力規模の変更がありますと、再アセスの対象となります。ただ、完全にアセスが終了し、事業完成後、アセス未満のものをつけ加えていく、いわゆるアセス逃れということはあり得ます。これについては現状の制度では落とし穴といいますか、いかんともしがたいところです。

○河野委員 分かりました。

アセスの精神でいうと、我々は、今のところ、何がつくられるかということに対しての み評価ができるということで整理するしかないのですね。

- ○事務局(武田課長補佐) はい。
- **〇山下会長** ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〇山下会長 それでは、今日も前回と異なるいろいろなご意見が出ましたが、事前に事務局と相談して答申文(案)たたき台を作成しておりますので、今、配付していただきます。そのときに議論していましたのは、今日、どのようなご意見が出るか分かりませんが、恐らく一つの意見にまとめるのは難しいし、あまり望ましくないだろうと考えておりましたので、このたたき台に附帯意見をつけて、前回と今日のご意見を踏まえて、そちらでその辺りに触れていこうかと考えております。

今、配付していただいているものは、とりあえずこれでまとまらないかという案として 見ていただければと思っています。

- ○事務局(武田課長補佐) ズーム参加の方々には、ズームのファイル送信機能で送って おります。
- ○事務局(武田課長補佐) それでは、説明いたします。

まず、一番最初に「はじめに」とありますが、これは、条例検討に至るまでの国のエネルギー基本計画の流れ、それから、アセス法での太陽光発電事業の対象化と背景の部分について記載しております。

次に、Ⅱは、答申の本体部分ですが、これは読み上げることとします。

- Ⅱ 太陽光発電事業に係る環境影響評価のあり方。
- 1 太陽光発電事業の対象事業への追加。

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある太陽光発電事業を、条例の対象とすべきである。

なお、条例では既に「発電所の設置又は変更の事業」が規定されており、発電所の規模 要件等は条例施行規則で定めていることから、次に掲げる現条例の体系に沿って、同規則 に規模要件を追加すべきである。

- ・第一種事業の規模要件は法の第一種事業と同様とする。
- ・第二種事業の規模要件は第一種事業の規模に対する比を 0.5以上 1未満とする。
- 2 調査、予測及び評価手法の検討。

斜面崩壊など土地の安定性への影響や反射光による影響など、太陽光発電事業特有の課題などについても十分検討を行い、道が定める「環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針(技術指針)」において、当該事業に係る調査、予測及び評価手法などを適切に考慮した規定を設けるべきである。

以上です。

〇山下会長 それでは、答申文(案)たたき台について、ご自由にご質問やご意見をお願いいたします。

基本的には、前回提案したスタンスでつくっておりますので、まずは太陽光発電事業に

ついてもアセスの対象にすること、それから、規模については、今日も事務局からご説明 があったように、法の制度に従って行うということです。

先ほど澁谷委員からほかの自治体ではもっと小さいものも対象にしているのはなぜかというお話があったかと思いますが、恐らく、北海道のアセス条例は、どうも国の制度に非常に準拠した制度をつくる立てつけのようですので、ほかの自治体のようにもっと小さい規模も対象にする、あるいは、国の制度とは違う独自の制度を規模要件とするとなると、恐らく道のアセス制度そのものの立てつけを全て変えていかないと難しいのかなという気がしています。

差し当たっては、まずは、今の道の条例の立てつけに従って、太陽光発電事業について もとりあえず取り込み、その後、今日もいろいろご議論がありましたように、もちろん早 い段階での準備が必要かと思いますが、5年見直しに合わせて、また再度検討するという のが一つの案というか、たたき台として提出したものかと思います。

〇白木委員 音声が割れて、ところどころはっきり聞こえなかったのですが、今のお話に関しましては、この答申に将来に向けた附帯のようなものをつけるということでしょうか。 **〇山下会長** そうです。

事務局と私の間で相談したのは、あくまで前回の議論だけでしたが、前回の議論を踏ま えて、附帯意見をつけようということです。

ですから、原案については、できれば私と事務局に一任していただいて、答申までにそれを委員の方に見ていただいて、調整することを考えています。

たたき台についてはよろしいでしょうか。

前回と全然変わっていないではないかというご意見もあるかもしれませんが、今、話がありましたように、附帯意見の中で、今日出された意見も含めて、皆さんのご意見をできるだけ反映していきたいと考えております。

今後、事務局を通じてご意見を集約することになるかと思いますので、よろしくお願い いたします。

- ○奈良委員 例えば、この中で先ほどから出ている5年ごとに見直すということを宣言するのはいかがでしょうか。
- ○事務局(武田課長補佐) 諮問でご議論いただいていたのは、太陽光発電事業の扱い方についてなので、それについては答申で記載していただく、それ以外の条例の在り方等の見直しについては、附帯意見で整理するというのが一般的な整理の仕方かなと思っております。
- ○奈良委員 分かりました。
- ○白木委員 私は第2種事業についてほとんど理解していないのですが、要するに、0.5以上1未満であっても、全部ではなく、その中から選択されるわけですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) 事務局から説明します。
- ○白木委員 お願いします。

○事務局(武田課長補佐) ふだん、皆さんに第2種事業の案件を見ていただくことがあまりないので、イメージが湧かないかもしれませんが、第2種事業は、いわゆるスクリーニングをし、必要に応じてアセスを行います。そのためには、例えば、希少種がいるような重要な環境に位置している、あるいは、それが隣接している、住居等が近くにあるといったような基準となる指標が幾つかありまして、それと比較して、アセスを実施すべき環境にあるものであれば、第1種事業以下の規模であっても、以降、アセス手続を進めることになります。ただ、そういう手続を経ないで、事業者が自主的にアセスを進めることもできます。

最近の事例では、釧路火力発電所が条例による第2種事業だったのですが、第2種事業 が必要かどうかの判定を経ないで、事業者が自主的にアセスの手続を開始しております。

もし第2種の判定基準が必要でしたら、道のホームページにも掲示していますし、今、 白木委員にもお送りします。

○白木委員 第2種判定基準整備表を拝見させていただいていて、例えば、イメージしているような、要するに小面積であっても影響が大きいような山の上に建てる、木を切って建てるなど、2万キロワット以上ということですけれども、そういうものであれば、そういった望んでいるようなものが本当に抽出されるかというと、保護区になっていれば選択されるのでしょうけれども、そうでなければ漏れるのではないかなという気もするのです。求められるような計画が条例のアセスの対象になるのか、これを見た感じでは心配だなと思いました。

例えば、この基準整備表に新しい項目を入れるのは非常に難しいのでしょうけれども、 第2種事業に関して答申で何か言うか、それが今回はどうしても無理だというのであれば、 附帯意見の中に第2種の選定に関しても盛り込んでいくことは考えられないのでしょう か。

○事務局(武田課長補佐) 第2種事業は、全てを対象にするわけではなく、あくまでも 立地条件によってめり張りをつけて考えようというものなので、もちろん、第2種事業の 判定の結果、アセスが必要となる場合もございます。

○白木委員 要するに、自然環境として貴重な場所であっても、この第2種の表に掲げてあるものから抜け落ちる可能性があるのではないかなと思ったわけです。何を第2種事業とするかというのは、この審議会でスクリーニングするわけではなく、別途検討されるということなので、今回は無理であっても、次回でもいいので、アセスを適用したほうがいいような計画に関しては、できれば第2種で拾ってもらえるような前向きなこともやれないのかなという意見です。

○事務局(武田課長補佐) 分かりました。

今回、第2種事業の在り方については全く議論していないので、今、どういう方向で扱うかを決めるのは難しいかと思いますが、それも含めて、条例の規模や指標の見直しについては、改めて検討するという整理ではいかがでしょうか。

- **〇白木委員** 要するに、変更等を求められる場合は、第1種と第2種を一緒に進めていけるという考えでよろしいですかね。
- ○事務局(武田課長補佐) もともと全く別のものではなく、アセス事業の基準の区分で しかありませんので、第1種しか扱わない、第2種しか扱わないというのは、特に明記す るものではないと思います。
- **○白木委員** ちなみに、このスクリーニングはどこが行うのですか。
- ○事務局(武田課長補佐) これは事務方で行っております。
- 〇山下会長 そうしましたら、今日は議論する時間がありませんので、たたき台の本文と は別に附帯意見の文案をどうするのか、後日、皆さんとメール等で議論することとし、差 し当たり、先ほど提出した答申文(案)たたき台につきましてはこのような文言でよろし いでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇山下会長 まだ準備不足のところもありますが、先ほど提出した答申文 (案) たたき台 について承認していただいたということです。

なお、附帯意見は、今後、議論していくことにします。

それでは、議事(5)については締めまして、議事(1)に移ります。

議事(1)は、本日1回目の審議となります(仮称)えりも地区風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局(五十嵐主事) 本配慮書につきましては、6月22日付で受理し、本審議会には6月23日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は、事業者から9月10日までを期限と求められております。

縦覧期間は6月22日から7月22日まで、一般意見の募集も7月22日、先週水曜日までとなっております。

事業概要の説明に使用する資料は、配慮書の図書、資料1-1と資料1-2となります。まず、図書と一部資料1-2を用いて配慮書の内容についてご説明いたします。

表紙にありますとおり、事業者は東京都港区にあります株式会社 a f t e r F I Tです。 初めに、事業内容についてご説明いたします。

まず、図書の3ページをご覧ください。

2.2.3にありますように、事業規模は、総出力が最大47万1,700キロワットであり、単機出力4,200キロワットから5,300キロワットの風力発電機を最大89基設置する計画となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

事業実施想定区域につきましては、えりも町の南側に黒色の枠で示された約9,500 ヘクタールの区域です。 環境影響を受ける関係する地域は、えりも町となっております。

続きまして、資料1-2の1枚目、3ページをご覧ください。

本事業実施想定区域内には、計画中の他事業が3事業ございます。現在、配慮書段階の (仮称) えりも町風力発電事業、方法書段階の(仮称) えりも風力発電事業、(仮称) え りも岬風力発電所事業です。それぞれ位置を比較しますと、(仮称) えりも町風力発電事 業とは、ほぼ全域が重複しております。また、北東側のえりも町有上歌別牧野周辺には、 全4事業が重なっております。

次に、図書に戻りまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物についてです。

87ページをご覧ください。

図3. 1-22は、環境省のEADASのセンシティビティマップを示しており、事業 実施想定区域は、重要種であるシマフクロウ、オジロワシ、オオワシの分布情報により、 注意喚起レベルB及び注意喚起レベルA3とされています。

次に、植物についてです。

106ページをご覧ください。

図3.1-26の現存植生図における事業実施想定区域内の植生ですが、主に牧草地やシラカンバーミズナラ群落が分布し、ところどころトドマツ植林の分布するエリアとなっております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場です。

144ページ、145ページをご覧ください。

自然公園、鳥獣保護区、IBA、KBAは、事業実施想定区域より除外しておりますが、 保安林が広範囲に分布しているほか、主に河川沿いに植生自然度9と10の群落も区域に 含まれています。また、巨樹巨木林に分類される道有林114林班のシナノキも区域内に 存在します。

次に、主要な眺望点及び日常的な視点場についてです。

147ページをご覧ください。

主要な眺望点については、海岸沿いの襟裳岬や百人浜などのほか、日高山脈の豊似岳を 抽出しております。

また、日常的な視点場として、東洋地区など、海岸沿いの集落を抽出しております。 次に、配慮が特に必要な施設及び住宅等の位置についてです。

175ページをご覧ください。

こちらは、事業実施想定区域内及びその周辺の配慮が特に必要な施設及び住宅配置の図になります。学校、医療機関、幼稚園、福祉施設等が事業実施想定区域周辺に分布しています。また、学校、保育所、福祉施設、住宅等においては、事業実施想定区域内にも分布しております。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

226ページをご覧ください。

項目として、工事の実施による影響については、現時点では、工事計画の熟度が低いことにより、工事による影響の把握が困難であることから非選定とし、土地または工作物の存在及び供用の項目についてのみ選定しております。

228ページ、229ページをご覧ください。

こちらは、調査、予測及び評価の手法について<u>、</u>選定した環境要素の区分ごとにまとめてあります。

続きまして、328ページから331ページにかけては、評価の結果を整理した表が載っています。

こちらは、総合的な評価として評価結果のまとめとなっております。

環境要素、騒音及び超低周波音、風車の影については、配慮が特に必要な施設等は、事業実施想定区域から2キロメートルの範囲までに1,214戸が存在しており、このうち231戸が区域内に存在しているため、重大な影響が考えられると評価しております。

また、動物や植物についても、改変に伴う生息環境の変化による重大な影響が生じる可能性があると考えられると評価しております。

また、全ての項目において、方法書以降の手続において留意する事項がまとめてあり、 それらを検討することにより、重大な影響を回避または低減することが可能であると評価 するとしております。

しかし、評価では、配慮書段階の現時点での評価を行った上で、事業計画において留意 すべき事項を検討し、今後の手続の中で環境影響の回避、低減を図っていくことが適切で あると考えておりますので、1次質問において事業者の見解を聞いております。

続きまして、事務局から配慮書について1次質問を行い、回答をいただいておりますので、資料1-1を用いまして、特に重要だと思われる幾つかの質問を紹介いたします。

初めに、2ページ目、質問2-5をご覧ください。

図書の中で、関係市町村がえりも町のみとなっているため、様似町内に事業実施想定区域から1.5キロメートルほどの場所に住宅が存在することや、可視領域が存在することから、様似町を関係市町村に追加するべきではないかと聞いております。これに対して、事業者からは、区域から1キロメートル離れていることや、景観において重大な影響がないと想定されるため選定しなかった旨を様似町に報告していることが理由で選定していないが、方法書以降で区域を絞り込んだ上で、必要に応じて追加するとのことです。

続きまして、質問2-12をご覧ください。

事業実施想定区域内には、環境保全上、留意が必要な施設が多数存在するため、どのような配慮を行うか聞きました。これに対して、事業者からは、「えりも町再生可能エネルギー発電設備に関するガイドライン」を基本に、今後の環境影響評価の結果を踏まえて、機種選定、配置及び離隔距離等に配慮するとのことです。えりも町のガイドラインには、

住宅等からおおむね風車の全高の5倍以上の距離を取ることと記載があるため、この記載 に対してどう対応する予定であるのか2次質問にて伺おうと考えております。

また、関連質問として、質問2-14をご覧ください。

以降の手続により、区域及び風車設置位置を絞り込むとされているため、絞り込みを行うことにより、最大どの程度の面積となるかを聞きました。これに対して、事業者からは、今後の絞り込みを通じて、最大6,500~クタール程度になるとのことです。また、総出力に関する規模の変更は現段階では考慮していないとのことです。

次に、3ページに移りまして、質問2-21をご覧ください。

同地域で計画されているほかの先行3事業との協議状況や、累積的影響についての考え 方や方針について聞きました。これに対して、事業者からは、協議については、先行事業 者との協議は行っておらず、今後、事業計画の進捗において協議が必要であれば検討する とのことです。また、考え方や方針については、他事業者の今後の事業計画に係る情報収 集に努め、本事業との累積的影響の検討を行うとのことです。

次に、5ページに移りまして、質問4-3をご覧ください。

評価手法欄で、いずれも調査及び予測の結果に基づき、環境影響評価の手続を踏まえて評価したという記載があるため、あくまで配慮書段階の評価とするべきではないでしょうかということを聞きました。これに対して、事業者からは、経済産業省が定める「発電所に係る環境影響評価の手引」にのっとり、環境保全措置を講じることにより影響を回避、低減が可能と考えられるため、配慮書段階における計画段階配慮事項として選定しないとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、今後の予定ですが、2次質問につきましては、後ほど、委員の皆様に電子メールにて依頼させていただきたいと考えております。期間が大変短く、申し訳ありませんが、8月5日水曜日までにご質問やご意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いします。私からは以上となります。

- **〇山下会長** それでは、ただいまの説明についてご意見やご質問をお願いいたします。
- **○白木委員** 質問にならないかと思うのですが、図書の226ページの配慮事項の選定の中で、生物に関して、海域に生息するものは除くとなっています。ただ、配慮書の中ではそうでも、この計画を見ると、どこに建つか分かりませんが、かなり海岸線に建つ可能性も多いと思うのです。

海域を除いた理由について、海の改変はないからと書いてあるのですが、もう既に稼働している施設の事後調査結果を見ると、かなり海鳥類がぶつかっています。また、海にしかいないようなミズナギドリ系やウミスズメが少し内陸に入ったところでかなり見つかっています。

この配慮書には入っていないのですが、環境省の生物多様性の保全上、重要な海域というところにほぼ沿岸部が指定されている地域で、哺乳類もかなりいますけれども、海鳥類

も豊富なところで、その海鳥類の個体群維持にとっては重要な場所とされています。そういったことも踏まえ、次の段階の方法書以降では、海の生き物、特に鳥類は沿岸から陸域に入ってくる可能性もありますので、海鳥類の調査も必要ではないかということを、また、例えば、海岸に建てば影響があると思うのですけれども、土砂などが海に流れ込んで海の生物に影響を与えるような影響もたくさんあるので、それも考えたほうがいいかなというふうに思うのです。

ですから、海鳥を中心とした海域の生物のことも影響評価対象に入れてほしいというお願いです。

- ○事務局(武田課長補佐) 配慮書段階においては、直接改変があるかどうかに着目して、この項目の選定をしていますが、委員がおっしゃられる問題も確かにあります。例えば、これから審査する松前2期も海岸沿いに設置しますので、双方とも、海鳥への影響、あるいは、海生哺乳類への影響がないかどうか、方法書の中で確認するように求めていきたいと思いますし、今回もそのような影響についてどのように考えるかは2次質問の中で確認したいと思います。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- 〇進谷委員 私は今年度から新委員になったので、驚いたのですけれども、先ほど説明された資料1-2の図を見ると、ほかの計画が三つ重複していて、四つ目の計画であるということが分かりました。これは、一般人の感覚からするとあり得ないですよね。

加えて、事務局からの質問で、打合せは行っておりません、必要があればやりますという答えなのですが、こういうものなのでしょうか。

- ○事務局(武田課長補佐) 実質のところ、我々も戸惑っております。アセス制度は、こういう調整を行う制度ではないのですが、例えば、場所によってすみ分けたりすると、累積的影響の評価も必要になるので、今後、事業をどうするつもりですかと聞くわけですが、アセスでどれかの事業を選ぶという制度がないので、このままいきますと、電気事業法の認可のときになるか、あるいは、土地所有者がどの事業者に土地を貸すか、あるいは、北海道電力が系統接続の連携でどの事業者と手を結ぶかという段階になるまで分からないかもしれません。それまでは、それぞれの事業としてアセスを行っていくことになろうかと思います。
- ○**澁谷委員** その点は確認したかったのですが、ほかの事業がどこまで進んでいるかは知りませんけれども、計画中のものがあるから、事前にしっかり打合せをして、いい配置にしてくださいよという制度にはできないということなのですね。
- ○事務局(武田課長補佐) 質問はしていきますが、事業者がどこまで調整するかは、我々としても知るところではありません。先ほど言いましたとおり、仮に場所を分けるようなことがあれば、累積的影響の調査が必要になるので、そういう予測、評価もしてくださいという視点で質問していくしかないところです。
- ○澁谷委員 失礼を承知で言いますが、よく知らない者としては、仕組みの不整備、ちゃ

んと整備されていない部分だと思ってしまいます。それはもうしようがないことですが、 こういう案件があれば、やはりほかの計画との調整を行うよう意見を常に出していってい ただきたいと思います。この図だけでは内容が分かりませんが、普通の感覚ではあり得な いと思いました。

- ○事務局(武田課長補佐) 今後、洋上風力発電の事業の審査もありますが、それもやは り風況のいいところに複数の会社が同じような計画を重ねて出してきているので、これは それぞれの事業ごとに環境影響評価を行って、環境上の問題について意見を言っていくし かないというのが今のアセス制度の範疇になります。
- ○澁谷委員 また同じところで、私は全然知らないのですが、ほかの三つも非常に大きい 規模の計画なのでしょうか。これ自体は90基ぐらい建っているのでしたか。
- ○事務局(武田課長補佐) 風車の数でいうと、最大89基です。

45ページをご覧ください。

ここはほかの三つの事業がありますが、アセス手続に着手した順番としては、1番、3番、2番となります。それぞれかなり規模が大きいのですが、一番大きいのは2番目のJR東日本の最大100基のものです。1番目と3番目の事業は、配慮書が終わって次の方法書手続で、真ん中の2番目の事業は、ここでは配慮書手続中となっていますが、もう道意見を出した後で、次の方法書手続に入るところになります。現在のところ、いつそれが着手されるかは分かっていません。

○河野委員 今までにもそういう質問があって、回答いただいたと思うのですが、もう一回確認させてください。

準備書が終わった段階で、発電機の配置や大きさなどはどの程度決まっていたのでしょうか。準備書の段階でもうほぼ確定して、その調査の方法を決めるということでよかったでしょうか。

- ○事務局(武田課長補佐) 今の配慮書段階では、まず、事業実施想定区域を定めて、その中でどのような環境影響があるかを予測、評価します。次の方法書の段階になりますと、風車の配置が明らかにならないと、調査計画も詳細に評価できませんので、通常は風車の配置を明らかにして、その上でどのような調査を行うのかを明らかにします。そして、準備書では、調査の結果を受けて、風車の配置をある程度確定し、評価書では、また微修正が入るという流れになります。
- ○河野委員 我々は、評価書まではタッチしないですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) はい。
- ○河野委員 ということは、我々は、そんなに確定ではない段階で評価をしなければいけないし、それぞれの企業も五月雨的に出してきますよね。例えば、Aという企業が配慮書を出したけれども、Bという企業が先に準備書で方向性を出してくるかもしれないという不確定性が非常にあって、互いにやりなさいよと言っても、企業同士もなかなか難しいという話でしたよね。

○事務局(武田課長補佐) そうですね。

事業者の調整は、先ほど申しましたとおり、アセス制度ではいかんともしがたいところがあります。

ただ、準備書の段階では、その前段階で調査を行った後の風車配置なので、それから評価書までの間に大きく変わったりすると、今までのアセス手続が何だったのか、調査の精度がどうだったのかということになりますので、大きくは変えられないルールになっています。

- ○**河野委員** 例えば、準備書の段階で、ある程度同じ地域、海域であれば、一旦とめておいて、横並びにさせて、みんな並べて評価するということは可能なのでしょうか。
- ○事務局(武田課長補佐) そのような制度になっていません。比較して評価をするものではなく、あくまでも一つ一つの事業の環境影響を評価するという考えで行うことになります。
- ○河野委員 その場合、我々の判断で遅らせたり速くしたりしながら、同じ時期に一斉にすることはできないのですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) 我々は、知事意見として、事業者、あるいは、段階によって は経済産業省に環境影響上の懸念について意見を述べるだけなので、それ以上の調整はす る立場にありません。
- ○**河野委員** 準備書が出てきた段階で、あと何か月以内、もしくは、何週間以内に提出しなければいけないという縛りがあるのですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) はい。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- **○玉田委員** もうびっくりしてしまって、呆れているとしか言いようがないです。

今、澁谷委員からの質問に対して、先行事業の基数が45ページに載っているという回答があったので大体分かりましたが、まだ配慮書の段階で、これから基数は減ると思いますが、最大で見積もっても、この狭いエリアの中にざっと300基近いものが建ってしまう計画になってしまいます。

しかも、一番最初に出てきた先行のえりも岬とえりも風力の50基ずつぐらいのものを見て、よくぞこんなに重ねてきたなとびっくりしていたところに、三つ目が出てきて、西側に広く取ってあり、そちらに逃げるのかなと思って見ていたら、四つ目がまさに同じように重ねてきて、しかも、基数が89基という半端ではない数字でした。この辺は、多分、大も歩けば棒に当たるではないけれども、歩けばどこにでも風車があるという状況ということですね。

○事務局(武田課長補佐) 恐らく、風車を設置するのに適した場所とそうでない場所がありますし、風向きにもよりますが、風車は必要な間隔を空けないと相互干渉を起こすという問題がありますので、全部建つということはあり得ないわけです。

ただ、どのような密度で建てるのか、仮にそれぞれ譲らなかったらどういう配置になる

のかというのは、今後、質問を重ねていくことになろうかと思います。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- **○押田委員** 動物についてピンポイントな質問になりますが、図書の282ページの二つ目のところに、エゾナキウサギ、エゾオコジョというのが書かれていて、その左に、樹林、裸地、自然草原(山地)と主な生息環境が書かれています。この裸地とはどんなことを言っているのか、全然つかめないなというのがありました。

また、これに関して、希少種はまた後でという形がよろしいでしょうか。

- ○事務局(武田課長補佐) 希少種の名前だけなら構いません。具体的に生息場所を特定 するような場合でしたら、後にしていただきたいと思います。
- ○押田委員 特定するといえばするかもしれないのですが、エゾナキウサギについては、影響の予測結果のところにも、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、改変に伴う生息環境の変化による重大な影響が生じる可能性があると予測すると書かれています。ただ、この辺りはどの程度配慮されているのかというのがすごく心配なところで、特に、エゾナキウサギの問題というのは北海道ではいろいろなところについて回りますので、この辺りの確認をお願いできればと思います。
- ○事務局(武田課長補佐) まず、1点目の樹林、裸地、自然草原というのは、便宜的な分けで、裸地は、多分、植生のない土地のことかなと思いますが、具体的にどのようなことを想定しているのか、改めて事業者に確認します。

それから、ナキウサギの保全措置はどのように考えるかについては次に質問したいと思います。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○澁谷委員 今のところ、この地域に300基くらい建ってしまうということですが、当然、全地域に平均して建つわけではなく、どこかに集中して建つ場合が非常に多くなると思います。

先ほどの説明にもあったように、この近くには学校があったり、要は、人間が居住している、あるいは、活動しているわけですよね。それが相当重なっているということでいうと、人間社会に対しても非常に大きい影響が出る可能性があるし、集中して建つと、自然環境に与える影響、特に動物に与える影響は非常に大きいというふうにざっくりと予測できるわけです。

やはり、この審議の仕方、あるいは、審議を実施するための規則があって、独立の事業 としてやらざるを得ないというのは、現時点では仕方ないことなのかもしれません。ただ、 私はまだ評価の仕組みの全体が分かっていませんが、道側の工夫によって、この四つの事 業計画の調整を強く働きかけることはどうしてもできないのでしょうか。

○事務局(武田課長補佐) 繰り返しますが、私どももこういう事態に非常に戸惑っています。

今回は、法に基づくアセスですので、環境省と経済産業省が所管するわけです。電気事

業法に基づく事業は、最終的には経済産業省が認可を行います。今回は配慮書段階ですから、我々の知事意見は事業者へ、次の方法書や準備書の段階になりますと、経済産業省に環境保全上の意見を出します。我々に求められているのはそこまでで、調整するという立場がそもそもありません。

こういうときにどうするのかというのは、経済産業省に聞いてみたいところではありますが、直接聞くようなチャンネルもないので、環境省に対して、こういうことがあるけれども、どう考えているのですかと時々聞いております。我々の立場としては、そういうところです。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○玉田委員 結局、調整ではなく、これだけ重なって、先に建てるものが建ててしまって、 後発のものは、建てる場所がなくなり、採算が合わなくなったからやめてしまうというこ とはあるかもしれませんが、今、四つの計画が上がってきていて、Q&Aの中で協議して くださいみたいなことを多少言えたとしても、強制力は何もない、ただ言いっ放しになっ てしまうだけということですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) そうですね。それ以上指導する立場にないですし、アセスメントはそういう制度ではないので、これはもう致し方ありません。

ただ、仮に、ある事業者が先に確定して、経済産業省の認可を得て、そこで事業をやることになり、次の事業者は、そこが使わない土地を使うとなったら、アセスの中では、当然、後発の事業に対しては、累積的影響をちゃんと評価しなさいよということまでは確実に言えます。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○河野委員 今は配慮書ですが、この後、方法書、準備書になって、その審議の間に先発 の企業が認可を受けた場合は、もう一回差し戻す形で、それを考えてやってくださいとい う意見は出せるのですか。
- ○事務局(武田課長補佐) 我々が可能なのは、環境保全上の意見だけなので、事業の調整上の意見は、北海道知事意見になじまないと考えます。
- ○河野委員 そうではなくて、先発の企業がこことこことここに建てるという情報が出た時点では、この配慮書も方法書もまだそれを見て書いていなかったと。今、我々はそれを審議しているわけですが、それを新たに見てやってくださいということはできるわけですか。
- ○事務局(武田課長補佐) 今回も質問したとおり、そういうのを念頭に置いて、累積的影響評価を考えてください、あるいは、先に進んでいる事業者との調整をどうするのですかと言うことはできます。ただ、事業者が「我々のほうが確実に経済産業省の認可を受けるのだから、先発事業者は関係ない」と言って進めれば、そうですかということで、その事業に対しての環境影響上の意見を言うしかありません。
- ○河野委員 ただ、認可を受けた時点で、我々は、そういった情報を得ることができます

でしょう。それを使って新たにこういうことをしてくださいという評価は可能なわけですか。

○事務局(武田課長補佐) すいません。質問の趣旨をよく理解していませんでした。

先行事業者が認可されてしまうと、ほかの事業者は、当然、その場所で事業を行えないわけです。ですから、そのほかの地域で事業を行うのだったら、隣接した事業間でそうしているように、先行事業者と調整の上、累積的影響評価を行ってくださいという意見にはなり得ます。

- **○河野委員** 結構微妙な話になりますが、申請を出しました、もうすぐ認可されそうです となりますと、どの段階でその情報を流して、やってみてくださいねということが可能に なるのでしょうか。我々は、そういう情報を見ることができるのでしょうか。
- ○事務局(武田課長補佐) できないですね。それは経済産業省の話になりますので、結果しか分からないです。
- ○河野委員 結果は我々にすぐ伝わるのですか。
- **○事務局(武田課長補佐)** そういう制度になっていないので、経済産業省に打診して、いつ出ますかと確認するくらいしかできません。
- ○河野委員 分かりました。
- ○玉田委員 今、先発が方法書まで進んでいて、次に準備書が出てきた段階で、Q&Aの中では、今回出したように、後発でこんなものが出ていますよ、ついては調整してください、情報交換を行ってくださいという言い方はできるかもしれませんが、知事意見の中で業者間で調整してほしいということは言えないですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) 今までも、後発事業者に対して、隣接した地域などでは累積 的影響をしっかり評価するようにということを言っているところですので、それと同じよ うな言い方は、当然あり得ると思います。
- ○**玉田委員** あくまで後発に対して言うのであって、先発のほうには、今、もう配慮書の 段階でこんなものが出てきたけれどもというのは言えないですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) それも今までどおりです。
- 〇山下会長 制度上の限界というのもありますので、できることとできないことがあると 思いますが、えりもの問題については、まだ質問を募集するということでよろしいですか。
- ○事務局(武田課長補佐) はい。
- 〇山下会長 そうしましたら、次の議事が終わった後に、休憩を入れたいと思います。 それでは、議事(2)に移ります。

本日1回目の審議となります(仮称)松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局(小林主事) 事務局の小林です。よろしくお願いします。

業務概要の説明に使用する資料は、配慮書の図書、資料2-1、2-2となります。

本配慮書につきましては、6月23日付で受理し、本審議会には6月24日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は、事業者から9月10日までを期限と求められています。

縦覧期間は6月24日から昨日の7月27日までで、一般意見の募集も7月27日までとなっております。

それでは、図書を用いて配慮書の内容についてご説明いたします。

座って説明させていただきます。

表紙にありますとおり、事業者は東京都渋谷区の東急不動産株式会社です。

次に、3ページをご覧ください。

事業規模は、総出力が最大9万300キロワット、単機出力4,300キロワットの発電機が最大で21基の設置計画です。

事業実施想定区域は、松前町の海岸沿いの1,187.4~クタールで、次のページに示されているとおり3か所に分かれております。この中で黒い線で囲まれている部分が、事業実施想定区域となりますが、その中の青い斜線で囲まれている部分については、風力発電機の設置対象外の区域となります。

3ページに戻りまして、環境影響を受ける範囲とされている地域は、松前町となります。 次に、28ページをご覧ください。

風力発電機の構造についてですが、ローター直径は140メートル、全高が155メートルから200メートルとなっております。

次に、32ページ及び33ページをご覧ください。

周辺の既設事業について、事業実施想定区域内には、松前風力発電所及び今回の計画と同じく東急不動産株式会社が事業者となっているリエネ松前風力発電所が稼働しています。

本配慮書の松前2期の2期というのは、このリエネ松前風力発電所が第1期という扱いで数えているものとなります。

そのほか、配慮書が終了した計画中の事業としまして、(仮称)松前町札前ウィンドファーム事業及び(仮称)檜山エリア洋上風力発電事業があります。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、地形及び地質についてです。

54ページをご覧ください。

図3. 1-11 に示すとおり、事業実施想定区域の大部分が海成段丘である松前段丘と 重複しております。

次に、動物についてです。

66ページ及び67ページをご覧ください。

図3. 1-18の(1)は、環境省のEADASのセンシティビティマップを示してお

ります。事業実施想定区域は、重要種であるチュウヒ、オジロワシ、クマタカ、イヌワシ の分布情報により、注意喚起レベルA3及びBとされております。

また、67ページ、図3. 1-18の(2)は、海域のセンシティビティマップを示しておりまして、オオセグロカモメ及びウトウの集団繁殖地が確認されており、注意喚起レベルA1とされています。

次に、植物についてです。

84ページをご覧ください。

図3. 1-21の(1)は、現存植生図における事業実施想定区域内の植生ですが、主に、ササ群落、ススキ群団、オオヨモギ群落、クロマツ植林、カラマツ植林、ニセアカシア群落、海岸地植生等が分布しております。

次に、97ページをご覧ください。

重要な群落として、松前-江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林のほか、見づらいかも しれませんが、ごく一部に、植生自然度10のツルヨシ群落、砂丘植生、海岸断崖地面植 生や、植生自然度9のエゾイタヤーシナノキ群集が事業実施想定区域内に分布しておりま す。

次に、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

110ページをご覧ください。

主要な眺望点として、松前城や折戸浜パーキングなど、あと、地元住民が日常生活に慣れ親しんでいる場所として、札前地区、館浜地区などを選定しております。

次に、112ページをご覧ください。

景観資源として、松前段丘、松前矢越道立自然公園などを選定しておりまして、地形と 同様に事業実施想定区域のほとんどが松前段丘と重複しております。

次に、114ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場のうち、ふれあい公園が風力発電機設置対象外の地域 でありますが、事業実施想定区域と重複しております。

次に、137ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設及び住宅の配置を示しております。

風車の設置可能性のある区域から最寄りのものとして、約400メートルのところに住 宅及び福祉施設、500メートルのところに高等学校、また、1.1キロメートルのとこ ろに医療機関が位置しています。

次に、193ページをご覧ください。

こちらでは計画段階での配慮事項の選定を行っておりますが、工事の実施による影響については、現時点では、工事計画が決まるような熟度になく、工事による影響の把握が困難であることから、土地または工作物の存在及び供用の項目についてのみ選定しております。

次に、261ページから263ページをご覧ください。

総合的な評価として評価結果のまとめがございます。

まず、騒音及び超低周波音、風車の影については、特に配慮が必要な施設から400メートルの範囲内には風車を設置しないことから、重大な影響ができる限り回避されていると評価しています。

次に、地形及び地質については、松前段丘の一部が事業実施想定区域と重複するものの、 重要な地形及び地質を消失させないことから、重大な影響ができる限り回避されると評価 しています。

次に、動物については、直接改変により、樹林、草地及び耕作地に生息する重要な種及 び動物の注目すべき生息地への影響や、施設の稼働に伴うバットストライクやバードスト ライクへの影響を受ける可能性があると評価しています。

また、植物と生態系についても、改変により重要な群落等の生育環境や生態系への影響が生じる可能性があると評価しています。

最後に、景観については、景観資源である松前段丘が改変により影響を受ける可能性があるが、詳細の設定によって重大な影響の回避または低減が可能であると評価されており、そのほか、主要な眺望景観の変化の程度については、風力発電機の見えの大きさを極力小さくしていることから、重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価しています。

また、今後、方法書以降の手続について留意する事項がまとめられてありまして、それらを検討することにより、さらに影響を回避または低減できるよう留意するものとなっております。

続きまして、事務局から配慮書について 1 次質問を行い、回答をいただいておりますので、資料 2-1 を用いまして、特に重要だと思われる幾つかの質問を紹介します。

資料2-1の2ページ目の質問2-13をご覧ください。

図書の該当ページは27ページとなります。

複数案の設定についての項目なのですが、本事業は、事業実施想定区域が広く設定されておらず、絞り込みの余地はそんなにないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、別添資料2-2で風車を仮配置した図の提出がありました。また、回答では、方法書以降で基数削減について検討すること、また、質問2-15の回答で、基数を削減した際、定格出力を変更する可能性についても触れられております。

続きまして、資料2-1の5ページ目の質問4-8をご覧ください。

これに合わせて、図書の該当ページは209ページとなります。

事業実施想定区域のほとんどが重要な地形である松前段丘と重複しているにもかかわらず、重要な地形及び地質を消失させないことから、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されていると評価していることについて、その評価の妥当性を六つの項目で質問しております。これに対して、事業者からは、回答①及び③にあるとおり、段丘崖自体には設置しないため、特徴を大きく損なわないということについて述べられて

おりまして、また、回答②や④では、何をもって重大な影響と判断するのかというところ の回答が述べられています。

次に、7ページ目の質問4-24をご覧ください。

図書の該当ページは232ページとなります。

鳥類及び猛禽類の渡りについて、本州と北海道を結ぶフライウエーイとして重要な白神岬に近いにもかかわらず、渡りについて予測、評価がされていないため、予測、評価すべきではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、方法書以降では環境省のデータに基づいた予測、評価を反映させるとの回答を頂いております。

最後に、8ページ目の質問4-33をご覧ください。

図書の該当ページは243ページになります。

事業実施想定区域内に重要な群落が多く存在しており、原則として改変すべきではないのではないか、改変しないのであれば、21基の風車を全て設置するのは難しいのではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、重要な群落を改変しないことが望ましいと考えていて、可能な限り除外するが、現地調査の結果を基に検討するとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、今後の予定についてですが、2次質問につきましては、後ほど、委員の皆様に電子メールで依頼させていただきたいと思います。期限が短くて申し訳ありませんが、8月5日水曜日までにご質問やご意見をいただくよう、よろしくお願いします。

- 〇山下会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願い します。
- ○澁谷委員 現段階では詳しいことが全く分からないのですが、対象地域は海岸沿いなので、先ほどのえりもでも気になったのですけれども、いわゆる海岸林と言われているところにもし設置がある場合、すごく切り開いてギャップをつくってしまうと、非常に脆弱となり、その周りの樹木が枯れるということが普通に起こります。海岸林を直接切り開いてというふうにはあまり見えませんが、その辺は十分配慮してほしいと思います。

えりもは、海岸沿いが微妙に除かれていたので、大丈夫かなと思って見ていたのですが、 今回は割と海岸段丘でしたか。

- ○事務局(小林主事) 重要な地形の崖の部分は改変しないという回答をいただいています。
- ○澁谷委員 そこにある樹林帯に関しては、どれほど影響があるのか分りません。地形に関しては改変しないと書かれているとは思いますが、非常に脆弱な存在であるという認識で対応していただきたいと考えます。
- ○事務局(武田課長補佐) 分かりました。

現在は、風車の配置が確実に決まっているわけではありませんが、今後、調査に基づいて、ここの植生と実際に風車を建てるということを質問、位置が明らかになっていきます

から、そのときにどのような影響が生じ得る環境なのか確認して、事業者に対応を求めて いくことになろうかと思います。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○玉田委員 33ページに他事業との関係が出ていますが、ここにある他事業というのは、いわゆる小規模なものも全部含んでいると考えていいのですか。私は、ついこの前までこの辺の近くに住んでいて、車で走っていると、アセスには関係ないなと思うような小規模なものも含めて、風車がかなり建っていました。この図の中に入っているのは、この辺のものを全部網羅していると考えていいのですか。できれば、Q&Aか何かでどういうものを対象にしているのか聞き出してもらえますか。
- ○事務局(武田課長補佐) いわゆる20キロワット以下の小型風力については、国も届 出の中で位置情報を把握していないので、事業者はそこまで分からないかもしれません。 確認してみます。
- ○玉田委員 それから、262ページの動物の関係です。

白神の関係もありますが、まだ配慮書の段階なので、さらに先の話で、他事業で見ていても気になっているのですが、コウモリの調査はこれでいいのかなということが気になっています。

風車がかなり大型化していて、バットストライクのための調査として、かなり高いところにバットディテクターを置いて調べるというようなことがほかの準備書でも出てくるのですが、それでも風車の高さに達していなかったり、もちろん、高くなればなるほどコウモリそのものが少なくなっていくので、影響は少ないのかもしれませんが、今回のものもかなり風車が大きくなります。方法書以降のいわゆる本調査が始まるとき、高いところに本当にコウモリがいないのかどうかを調べる計画を、今回、配慮書で言わなくてもいいのかもしれませんが、今後のコウモリ類の調査方法については、アセスの段階でバットストライクを十分に想定できていないのではないかなと思っています。

その辺を気にしつつ、具体的にどういう調査を組んでいるのかを聞いてください。

○事務局(武田課長補佐) 分かりました。

コウモリの調査方法というのは、今、様々に開発されていると思いますので、それらも 踏まえて、最善の方法を取るように聞いていきたいと思います。

また、質問の中では、資料2-1の8ページ目になりますが、質問番号4-28でコウモリ類についての調査の考え方も一部聞いているところです。

- **〇山下会長** ほかにございませんか。
- ○押田委員 先ほど、玉田委員がおっしゃられていたコウモリについてです。

図書の262ページには、捕獲などの調査に加えて、飛翔高度にも留意した調査と書かれています。以前もほかの事業でも僕の方でお話ししているかと思うのですが、季節など、どのぐらいの頻度でするのかというのをご確認いただいて、しつこめにしていただけるといいなと思います。

というのは、資料の7ページの4-18でもお尋ねいただいているのですが、今、コヤマコウモリがこの近くにいたという感じになっています。このコヤマコウモリは、日本の固有種で、それがバットストライクに遭ったということで、去年は、かなり僕もいろいろな意見なり問題を聞きましたので、今後、こういうことが繰り返されるとよくないと非常に思っています。

コヤマコウモリにスポットを当てても、いるかいないか分からないのですが、季節を変えて少ししつこめに調査をやっていただきたいですし、季節という文言がこういうところに入るだけでもいいかなと思いますので、その辺りをお伝えいただけるといいかなと思います。

○事務局(武田課長補佐) 分かりました。

季節的な変動の調査をどのように考えているのかについて、質問に加えたいと思います。 〇押田委員 あと、コヤマコウモリに少しスポットを当ててくださいということですね。 ここには、今後、現地調査を実施する際に留意いたしますと書かれていますが、これをき ちんと守っていただけるとうれしいなと思います。

- ○事務局(武田課長補佐) 了解しました。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○奈良委員 9ページの質問4-38の回答の中で、2行目から「騒音等の観点から住宅等からの一定の離隔を確保するよう絞り込んだことにより、住宅等に隣接して見えるような見え方を回避している」とありまして、これは別の質問のところで400メートルと説明がありました。

今回の計画では、直径が140メートルということですので、テレビ塔がぐるぐる回るのを400メートル離れた4丁目、5丁目ぐらいから見るという感覚だと思います。私の感覚では、それで回避しているとは思えず、大いに疑問を感じているので、住んでいる人たちの感覚にもう少し沿ってほしいなと思っています。

- ○事務局(武田課長補佐) その下の質問4-39に最大に見える距離からは遠くなることから評価しましたとありますが、実際に風車の配置が明らかになったときに、どのような距離や角度になるのか改めて予測、評価することになりますので、その際に、改めてどれだけの距離を離隔して、どれだけの角度で見えるようになったか改めてそのとき予測評価の結果を見て、質問していきたいと思います。
- ○山下会長 ほかに質問はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〇山下会長 そうしましたら、議事(2)については以上で終わります。 時間が長くなってきましたので、ここで休憩を入れたいと思います。

[休憩]

〇山下会長 それでは、再開します。

議事(3)に移ります。

本日1回目の審議となります(仮称)石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局(塚本主査) 塚本です。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

濃い青色の図書をご用意ください。

初めに、配慮書についてご説明をいたします。

事業者はシーアイ北海道合同会社です。7月6日付で図書の送付があり、13日に本審議会へ諮問させていただいたところでございます。知事意見提出期限は10月31日となっており、また、現在、道や関係市の庁舎などでの図書の縦覧とインターネット上での公表が行われております。

まず、事業の概要について、最初に2の2ページをご覧ください。

発電所の出力は最大100万キロワットで、単機出力5,000キロワットから1万5,000キロワット程度の発電機を最大で200基、洋上に設置する計画となっております。 事業実施想定区域は、右側のページの位置図のとおり、石狩湾内の石狩市と小樽市の沿岸の海域に設定され、面積は約1,400平方キロメートルとなっております。

次に、2の6ページをご覧ください。

区域の設定の背景などのフローが掲載されております。

まず、青色の欄にありますように、事業性の観点から、風況については海面から140 メートルの高さにおいて、7メートル毎秒程度以上、水深は着床式風力発電機が設置可能 とされる水深60メートル以浅の範囲を検討対象エリアとしています。

そして、緑色の欄になりますが、環境及び社会面への配慮のため、沿岸部から約3キロメートルの離隔距離を確保するように設定されています。

また、法令等による規制については制約を受ける区域にかぶらないように設定するとありますが、現段階で全てが除外されているわけではなく、今後のプロセスで関係者との協議を踏まえて絞り込みを行う予定であるとされております。

2の14ページの図をご覧ください。

事業実施区域内には、航路や漁業権の設定区域が含まれており、また、石狩市の風力ゾーニングマップでは、環境保全エリアや先行利用者との調整が必要とされるエリアに設定されております。

続いて、2の19ページをご覧ください。

風力発電機の概要ですが、図にありますように、ローター直径は最大で260メートル、 海水面からの高さは最大で310メートルの風車が設置される計画となっております。 次に、2の25ページをご覧ください。

稼働中及び計画中の風力発電所が示されております。

洋上風力としましては、ここでは準備書と記載がありますが、先日、評価書が公表されました(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業と、昨年に配慮書手続が行われました(仮称) 北海道石狩湾沖洋上風力発電事業がございます。

次に、少し飛びまして、3の80ページをご覧ください。

第3章の事業実施想定区域及びその周囲の概況について、かいつまんでご覧いただきた いと思います。

こちらには、動物の重要な生息地の位置図がございますが、周辺には、暑寒別天売焼尻 国定公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園や複数の鳥獣保護区があり、それから、青色の丸 印で示されておりますが、海鳥の繁殖地も多く分布しています。

また、環境省が選定する生物多様性の観点から重要度の高い地域として、濃いグリーンのエリアになりますけれども、石狩湾と積丹半島の沿岸が該当します。さらに、区域の北側の一部はマリーンIBAに選定された区域と重なっております。

それから、3の82ページから84ページに示されていますが、ノスリ、ウミワシ類、マガンなどの渡りルートが確認されており、石狩川周辺では、マガン、ヒシクイ、ハクチョウ類の集結地が確認されています。

次に、3の108ページをご覧ください。

海域植物の注目すべき生育の場として、区域の沿岸にはワカメ場やコンブ場などの藻場が点在しています。

それから、3の118ページになりますが、景観資源について、事業実施想定区域内には、北のほうから見ていきますと、雄冬岬海岸、床丹海岸、また、小樽のほうに行きまして、オタモイ海岸などの海岸景観の一部や国定公園の一部が含まれております。

それから、3の121ページに眺望点の状況が示されております。

名称の記載がなく、少し分かりづらくなっておりますが、主な地点としまして、石狩市側には、1番に厚田展望台、2番に毘砂別展望台などがあり、小樽市のほうに行きますと、6番に毛無山展望所、7番に天狗山展望台などがございます。そのほか、海岸からの眺望点が多く存在しています。

続いて、4の2ページをご覧ください。

第4章に入りまして、計画段階配慮事項の選定結果になります。

本配慮書では、動物、海域の植物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場の4項目を 選定しています。陸から3キロメートル離れていることや土地の改変がないことなどから、 騒音、地形及び地質、風車の影、陸上の植物については選定しないとしており、さらに、 生態系についても手法が確立されていないという理由で選定がされておりません。

次に、調査と予測結果ですが、まず、4の13ページをご覧ください。

陸域の動物への影響の予測結果です。

ここでは、区域の上空を飛翔する可能性のあるコウモリ類及び鳥類のみを対象としていますが、海岸、海域を主な生息環境とする種や渡りを行う種については、発電機の存在または稼動が影響を及ぼす可能性があるという予測結果となっております。

なお、この表につきましては、種名などが一部抜けておりまして、訂正したものが資料 3-2 にございます。

続いて、4の25ページをご覧ください。

海域に生息する動物への予測結果になります。

海生哺乳類については、トドなどへの騒音の影響が懸念され、また、魚等の遊泳動物などの生息環境の一部に影響を及ぼす可能性があるとされております。

続いて、4の30ページをご覧ください。

海域の植物への影響になりますが、表に記載のとおり、重要種の生育環境への重大な影響は少ないと予測されています。

続いて、4の40ページから42ページになりますが、景観などへの影響について、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場からの風車の見え方は、垂直見込み角で1.6度から6.0度となっており、眺望景観への影響が予想されるという結果となっております。

最後に、評価結果ですが、4の45ページ、46ページに総括表が掲載されています。 各要素の説明は省かせていただきますが、どの要素についても表の右側の欄に挙げた事項に留意することによって重大な影響を回避または低減することができるとの評価結果となっております。

図書の説明については以上とさせていただきます。

引き続きまして、1次質問と回答について、資料3-1をご用意ください。

添付資料3-2につきましては後ほど必要に応じてご覧いただければと思います。

第2章までは図書で触れました内容も多いので飛ばしまして、第3章の3ページの質問 3-5と3-6をご覧ください。

質問3-5においては、動物に関する参考文献に風力発電における鳥類のセンシティビティマップ海域版が含まれていないことを指摘し、質問3-6では、このマップでは注意喚起レベル1になっているが、この状況を考慮しているかどうかを質問しました。これに対して、配慮書作成時に公表されていなかったため反映していないが、事業の海域の注意喚起メッシュについては把握しており、これらの情報は方法書以降の予測、評価の際に考慮するとのことです。

次に、第4章に入りまして、5ページの質問4-3をご覧ください。

①で流向・流速について、②で水中音について、国の報告書では評価項目に選定することが考えられるとされており、本配慮書でも選定すべきではないかと指摘をしました。これに対して、これらに関しては著しい影響は見込まれないと判断したため選定していないが、方法書段階で再度検討するとのことです。

また、6ページに入りますが、質問4-4において、水域の生態系について予測、評価を行うべきではないかと指摘をしました。これに対して、配慮書段階では、計画の熟度が低く、誤った予測となるおそれがあるため、方法書以降で検討するとのことです。

次に、7ページの質問4-15をご覧ください。

魚類のヒアリングについてですけれども、専門家からの、稚魚の生育の妨げにならないように配慮すべきとの意見を受けてどのように対応するのかという質問をしました。これに対して、稚魚の育成場となる藻場の保全などについて対応予定であるとのことです。

また、質問4-16では、藻場への影響について、海流の変化など間接的なものも考えられるが、ここでは直接的な改変の有無しか予測されていないことを指摘しました。これに対して、基礎の設置が及ぼす海流の変化については、今後、事業計画を検討する段階でシミュレーション等による予測を検討するとのことです。

最後に、8ページの質問4-29をご覧ください。

区域及びその周辺には、海岸部の景勝地が点在していますが、こうした景観への影響の 低減策としてどのように風車の配置等の検討を行う考えかを質問いたしました。これに対 して、複数の風車の配置についてはフォトモンタージュ法を用いて作成し、アンケート調 査を実施して、海岸景観になじむような配置にすることや色による調整が考えられるとの ことです。

雑駁ですが、1次質問と回答については以上とさせていただきます。

なお、委員の皆様には、この後、2次質問をお願いしたいと考えておりますが、意見の 提出期限まで日数がございますので、先ほどの2件とは違うスケジュールを予定しており ます。改めて依頼のメールをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇山下会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について皆様からご質問やご意見をお願いします。

- ○河野委員 総発電出力が100万キロワットというと小さい原発1個分ですけれども、 北電やほかの電力会社は本当に引き受けられるのですか。
- ○事務局(塚本主査) 現段階で確認していないのですけれども、そういった目処があって事業計画がされているのだと思います。
- ○河野委員 事務局では、それについての情報はなく、配慮書のみがあるということですか。
- ○事務局(塚本主査) はい。申し訳ありません。
- **〇山下会長** ほかにございませんか。
- ○奈良委員 8 ページの質問 4-2 9 への回答の海岸景観になじむような配置についてです。

この規模の風車を多数配置したとき、どのような配置がなじむ配置と言っているのか、 具体的に教えていただきたいと思います。

○事務局(塚本主査) 事務局としてもそうした疑問があり、今回、質問を出させていた

だきましたが、具体的な回答が得られなかったので、2次質問で引き続き確認をしたいと思います。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- **○白木委員** 鳥類に関して、評価対象、今後の調査について、主に海鳥、また、陸鳥の場合は渡りを行う種と書かれています。渡りを行う種については、陸鳥でも春や秋の時期に影響が生ずると書いてあるのですが、陸鳥であっても、海を餌場としている猛禽類等は◆留鳥であっても、あるいは、季節的な移動などでも、海域を使う可能性があります。ここに流氷はないと思いますけれども、海の氷が張ったような場合はそういうところに乗っかって採餌をすることもあります。ですから、必ずしも渡りだけではなく、海域を採餌場として使う鳥類が、あるいは、季節的な移動でこの周辺を移動する鳥に関しても影響が生ずる可能性があると思いますので、調査が必要かなと思います。

また、洋上風力の場合、この風車以外に構造物はできるのでしょうか。

○事務局(武田課長補佐) まず、鳥類について先に説明します。

確かに指摘のとおりですので、それは事業者にも確認した上で方法書に取り入れるよう に質問に加えていきたいと思います。

- **○白木委員** 飛行機がぶつからないようにする電気のついた高いものとか、鳥のとまり場になるようなものが陸上にはありますよね。そういった構造物ができると、そこにとまる可能性もあるので、伺いました。
- ○事務局(武田課長補佐) 航空障害灯は、以前、陸上では義務化されていたのですけれども、今はなくなりまして、恐らく、海上でもないかと思いますが、確認します。

それから、2の21ページをご覧ください。

洋上の変電所などが造られる場合もありますし、土台の形式によっては、隣の2の20 ページですけれども、ジャケット式などではカモメ類などのとまり場になるような可能性 もあるかもしれません。

- **〇白木委員** どこにどう建てるかが決まらないと分からないのですよね。
- ○事務局(武田課長補佐) 具体的な構造はまだ決まっていませんけれども、その場合は、 ご指摘のような注意が必要であろう旨、事業者に質問を投げかけたいと思います。
- **○白木委員** それと、今、これを見て気がついたのですけれども、陸上の変電施設というのは既存のものを使うことになっているのでしたか。
- ○事務局(武田課長補佐) それもまだ分かりません。そういうものがなければ、恐らく 新設になるかと思いますが、洋上風力の評価の対象となるものは海上の施設となります。
- ○白木委員 つけ加えます。

基本的に陸域は改変がないので、あまり対象としないと書いてありますが、こういった 関連施設をつくるのであれば、陸域の鳥類に関しても調査が必要になると思いますので、 改変区域に関しては調査が必要だということをつけ加えていただけますか。

○事務局(武田課長補佐) 例えば、陸上で風力発電をつくる場合に、事業を実施する区

域以外の送電線等が対象とならないのと一緒で、例えば、2の21ページにあるような陸上変電施設や系統連係施設はアセスメントの対象とならないという問題があります。また、それがどのような規模になるかは分かりません。しかし、規模によっては環境影響が生じるおそれがあります。

そこで、どのような位置にどのような規模のものをつくるかは確認できると思いますので、まずはそれを確認し、注意が必要な場合は注意を促すというような質問の組み立てを してみたいと思います。

- **〇白木委員** よろしくお願いいたします。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○玉田委員 海鳥がやはりよく分からないのですが、図書の第4章で重要な種に対する影響予測結果とあり、陸域のほうでは鳥が入ってきて、コクガンなど、海域にいるものも少し入ってきています。しかし、4の25ページの表を見る限り、海生哺乳類と魚と底生動物という感じでここに鳥が入っていません。

質問4-21では海生哺乳類についてはどんな調査をするのかを聞いていて、文献調査のほか、船舶トランセクト、ヒアリングを行いますと書いてあるのですが、船舶トランセクト調査をするときは、海生哺乳類だけではなく、海鳥についてもこのやり方で調べてもらえればと思います。

また、これは哺乳類もそうかもしれないけれども、季節変化もあるだろうから、春夏秋 冬、いろいろな時期に調査をしてもらえればと思います。

そもそも、海鳥の情報が少ないから文献から拾っても出てこず、分からないということ だろうと思いますので、今回のアセス手続の中で調査をしてもらい、どんなものが出てく るのかを調べてもらうように誘導してください。

具体的に言えば、4-21ページの2次質問では、海生哺乳類だけではなく、海鳥の調査をしてもらうように誘導してもらいたい、海鳥にもターゲットを当て、四季の調査をしてほしいということです。

○事務局(武田課長補佐) 分かりました。

確かに、海鳥の調査の仕方については質問をしていないので、同じように質問し、特に 季節変動の把握などをどのように考えているのか、具体的には方法書以降になると思うの ですけれども、どのような考え方かを聞いておきます。

- ○山下会長 ほかにございませんか。
- ○押田委員 海生哺乳類についてです。

図書の4の20ページに専門家の方へのヒアリングの結果が書いてありますよね。その 三つ目に、ネズミイルカ、イシイルカのストランディングデータが多いが、特に多いのは ネズミイルカ、そして、その下にネズミイルカは水深20メートル以浅とかなんとかと書 いてあります。

さらに、その下には、イシイルカは、ある時期にまとまって漂着が確認される事例があ

るが、外洋性であり、生体的に水深 5 0 メートル以深に生息するわけではないため、特段の留意が必要な種ではないと書かれています。

また、その下には、カマイルカ、ツチクジラに関し、石狩湾沖を季節的に通過するが、 騒音があると回遊経路を変えて逃げるため、騒音による生物学的な問題が生じないと考え られるとあります。

騒音で回遊経路を変えるというのは既に生物学的な問題になっている気もするのです。 これは一般的な習性を説明しているのですけれども、果たして本当にどうなるのかは分か らないのです。

確かに、この辺はストランディングで小型のイシイルカとかネズミイルカが上がるというお話はよく聞きます。しかし、こういう構造物が海にできることによれ、ストランディングのデータがさらに多くなるというようなことが起きるなど、今まではあまりなかったような問題が出てくるのかなと思います。

そこで、図書の4-25ページの海生哺乳類についてです。

回遊などにより付近を通過する可能性があるが、一時的な利用であり、基礎構造部による主な生息環境への影響は小さいと予測されると書いてありますよね。予測は今の段階ではないかもしれないのですけれども、ストランディングは確実にあるといいますか、こういうものができることによって何か影響が起きる可能性は否定できないと思います。

クジラの仲間は、物すごい距離を音波で水の中……

- ○事務局(武田課長補佐) 押田委員、途切れましたが、聞こえますか。
 音声が非常に小さくなってしまっていますが、こちらの声は聞こえますか。
- ○押田委員 質問は聞こえましたか。
- ○事務局(武田課長補佐) 最後のほうがうまく聞き取れませんでした。
- **〇押田委員** ごめんなさい。インターネットがつなぎにくくなっていますと出ていました。

要は、クジラのストランディングが増えて、おかしくなることがあるかないかはまだ誰 にも分からないので、その辺を……

- **○事務局(武田課長補佐)** 押田委員、また聞こえづらくなりましたが、こちらの声はどうでしょうか。
- ○押田委員 聞こえます。
- ○事務局(武田課長補佐) こういう検証例はまだ少ないとは思っています。これは今後 のことになりますけれども、例えば、準備書の調査結果を受けて、今後、事後調査でそう いうものも把握するというような指摘は必要かなと思います。配慮書段階でそこまで言う ものではないかもしれませんけれども、事業者に注意を促していきたいと思います。
- ○押田委員 よろしくお願いいたします。
- **○事務局(武田課長補佐)** 三谷委員、いきなり振ってしまいますが、こうしたことについてての知見はございますか。

○三谷委員 カマイルカなどは、結構な群れで石狩湾に4月から6月ぐらいにいます。繁殖地としては用いていないけれども、回遊中に食べ物を探したり、石狩湾内は波間を避けられるということで、休息場として使っていたりすると思われます。ですから、移動や休息、採餌や繁殖以外でも重要な海域があるはずで、そこに配慮していただくような感じにしないといけないかなと私は思っています。

また、4-21ページには、船舶トランセクト調査など、いろいろと書いているのですけれども、特に重要な浅い海域にいるネズミイルカは船舶で取るのはとても難しく、それに、環境コンサルのモニタリングだと、その場所でちょろっとやって終わりなのです。でも、イルカは海鳥と違って数が格段に少ないですし、海の上にもいないので、本当に見えづらいのです。でも、1日ちょっと調査をやり、見えなかったからいないというわけではないのですよね。

海外では、音響記録計を1年入れておき、そこにいるかどうかを音から調べていますので、事後調査において音でモニタリングするというのも入れてほしいなと思います。

また、海域に生息する動物の重要な種としてすごく限られた種しか挙げられていないのですけれども、レッドリストなどに載っていないと入れないということでしたでしょうか。この重要な種というのはどういう基準なのですか。これは事業者が重要だと思っているということでしょうか。

- **○事務局(武田課長補佐)** 配慮書段階では、まず、文献調査でどのような種の記録があるかを押さえた上で、レッドリストやほかの法令で何らかに指定されているものを重要種として拾っているはずです。
- ○三谷委員 イルカなどは水産庁がレッドリストを出しているのですけれども、いろいろな問題があってほとんどがランク外ですが、イルカや地域個体群なども結構重要で、そういうデータが入っていないのにランク外にされてしまうことが多いのです。

特に、ミンククジラは、日本海にいるのはJ系群と言われている日本海にいる系群で、 あまり多くなかったりするということがあります。重要種として水産庁は載せていないの ですけれども、重要なので、入れてほしいなと思っています。また、夏にこの海域を使う のがカマイルカなので、カマイルカも入れてほしいなと思います。

○事務局(塚本主査) 図書の4の16ページに今回選定に当たって使用された文献が載っていますが、今、委員がおっしゃられた文献が入っているものもあるようです。

この図書では、こういった文献から挙がってこなかったものについても、ヒアリングで名前が挙がったものについては調査、予測の対象にし、事業者では取り組んでいらっしゃるようなので、ただいま委員からご指摘のあったような種についても伝え、今後の方法書以降の調査、予測において反映してもらえるよう、指摘や質問をしたいと思います。

○三谷委員 特に、鯨類は、環境省のリストに入っておらず、環境省の基準とは関係なく 水産庁がやっているので、ヒアリングで聞いて、ここにはこれがいるというものは入れて ほしいなと思います。

- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- **○河野委員** 図書の3-136あたりから漁業権の表や図が出ていまして、かなりいろい ろな魚が捕れる場所であることが分かります。ただ、それぞれ零細で、そんなにたくさん 捕れるかどうかは分からないということですね。

ただ、そういった場所で200基分の穴を掘って、海底を掘り返して、その後もずっと 建っていて、潮汐流の流れを乱していくということが起こるわけなので、動物や魚類や底 生の魚類のみならず、表層の魚類、最後にはそうしたものを食べているイルカなどにも影 響があるかなと思います。

そこで、質問4-3で生態系を評価項目として選定しないというところについてですが、 統一的な手法は確立されていないから選定しないと書いているのは、一体どうしてなのか ということです。質問したら検討いたしますとは書いていますが、図書にやり方が分から ないから選定しないと書いているというのはどういうことでしょうか。

- ○事務局(塚本主査) そうしたことから質問4-4のような質問をさせていただきました。確かに、なぜ選定しなかったかという回答は入っていないのですけれども、方法書以降で検討するという回答を得られましたので、今後、何らかの検討をしていただけるのかなとは捉えています。
- ○河野委員 質問4-8への回答には工事の実施時についてのみ影響があるということが書かれていますが、必ずしもそういうことではなく、ああいう何メートルもあるものがずっと建っていて流れに影響を与えていることが、特に海底から海面までですから影響は大きいだろうと思います。空気よりも海水のほうが粘性も高いし、密度も大きいわけですから、与える影響は空気よりは確実に大きいと思います。

ただ、私は生態系や漁業のことが分からないので、ヒアリングをしていただければいいなと思っています。特に水試など、専門家の方はこの辺をよくご存じだと思いますので、どの辺が重要な場所であるか、例えば、産卵場や稚魚の育つ場所についてヒアリングし、それを次の評価に生かしてもらいたいと思いますが、そうした質問は可能ですか。

- **○事務局(塚本主査)** では、そういったご指摘を反映させた質問をしたいと思います。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○澁谷委員 先ほどのえりもと同じことをもう一回言います。

図書を見ると、100万キロワットの計画がもう一個あって、石狩湾に300基以上の 風車が建ってしまうことになるわけですよね。しかし、その業者とは協議しておりません ということです。

これは、先ほどと同じで、協議していただく、あるいは、それを強制する仕組みはないので、しようがないのかもしれませんけれども、累積的な影響に関しては必要があれば考えますという答えが返ってきているだけです。

しかし、先ほどの件もそうですけれども、仕組みとして不備があるなと思います。これは、今、この場で何とかせよという話ではないのですけれどもね。もう一件のほうも配慮

書と書いてあるので、まだ出てきた段階で、そんなに進んでいない、同じようなものなのかなと思うのですけれども、これはアセスの仕組みの欠点だと思います。どうしてくださいとは言えないですけれども、その指摘だけはさせていただきます。

こちらの計画では、300メートル以上の大きいものが300基も建つということですよね。今、河野委員がおっしゃったように、着床式で3通りくらいあるみたいで、あちらのほうが着床式かどうかは知りませんけれども、300基も建ったらすごいことが起こりそうというか、我々の知らないようなレベルのことが生じそうな気がします。僕は全く分からないですけれども、別々の計画だからということから独立でやられるという仕組みが非常に不備であると感じます。

○事務局(武田課長補佐) 承りました。

ちなみに、冒頭で委員だけにお配りした参考資料がまさにその関係のものです。一般海域で洋上風力発電をつくる場合、国で再エネ海域利用法というものが定められており、促進区域というものが指定されております。その促進区域の指定に当たっては、地元の様々な関係者などとの協議の上で設定し、事業者を一つだけ選ぶとなっております。これが1社になるか共同事業者になるかは別として、そういう仕組みになっております。ですから、海域については最終的に一つの事業者しか選ばれないということは明らかになっております。

また、この資料をご覧になっていただければ分かるのですけれども、石狩湾については、 まだ区域の指定がされていません。北海道においては、後志の南部地域と檜山にかけてが 候補として挙げられている段階です。

参考までにお知らせいたします。

○澁谷委員 私はよく分からないので、確認します。

この件については、例えば、図書の2の25だと、半分ぐらいがかぶった2社の計画が あるけれども、整理されて、どちらか1社になるという理解でいいのですか。

○事務局(武田課長補佐) そうです。ただ、促進区域の区域がまだ決まっておりません。 今後、促進区域が決まってから事業者が入札で参入するという制度になります。

ですから、今の時期にアセスの計画を出されても、その計画どおりに促進区域が指定されるかどうかも分かっていない段階だということです。もしかすると方法書の段階では全く違った計画になるかもしれませんし、幾つかの事業においては審査しただけで終わりということもあるかもしれません。

- **〇山下会長** ほかにございませんか。
- ○奈良委員 今のお話について、促進区域になってほしくない、促進してほしくないと思っているのですが、促進区域になると1社だけになって、もしならなければ、それぞれが 隣り合って、合計300基になる可能性があるという意味でしょうか。
- ○事務局(武田課長補佐) 法的にはそういう可能性を排除してはいないのですけれども、 国の方針として、海域の利用を認めるのは促進区域に限るという指導を行うというふうに

されております。ですから、実際には促進区域の中でしか建てられなくなります。港湾区域は別ですけれども、一般海域は促進区域の指定が前提となるということです。

- ○奈良委員 では、指定されなければ誰もできないということですか。
- ○事務局(武田課長補佐) 基本的にはそういうことです。
- ○奈良委員 また、先ほどの太陽光の廃棄の話も同じですけれども、質問の中で寿命が来たときの廃棄についての計画がどのようになっているかを聞いてもらうことは可能でしょうか。
- ○事務局(武田課長補佐) それは、今後、統一的に聞くようにしたいと思います。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○河野委員 独り言です。

これは、泊発電所1基分の風力発電ということでした。この辺は全体的に同じ風向と風速が続くとしたとき、いきなり100万キロワットに到達するということですが、それを制御できるのでしょうか。勝算ありで始めているのでしょうか。

- ○事務局(武田課長補佐) 今のところ、それについては何とも言えません。制度上は、 蓄電池を設ける、総量制限をするなど、いろいろな制度が用意されていますが、促進地域 が指定され、事業量が決まったときにどのようなやり方を取るかは、今、事業者に聞いて も答えられないかなと思います。
- ○河野委員 昨年度に私たちが審議したもので100万キロワットをちょっと超えるぐらいだったのですけれども、それと同じものがこの海域に来るのですよ。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 そうしましたら、質問は、後日受け付けるということでお願いします。 最後になりますが、議事(4)に移ります。

本日2回目の審議となります(仮称) 苫東厚真風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明を お願いします。

○事務局(秋山技師) 使用します資料は、配慮書の図書、資料4-1から資料4-4までになります。

まず、資料 4-1 を用いて、2 次質問とその事業者回答について、答申文(案)たたき台に関する部分を中心に説明いたします。

資料4-2の事業者回答に係る別添資料につきましては、時間の都合上、ご説明いたしませんが、その中に含まれる意見書の取扱いについての事業者の見解は、資料4-1の説

明の際に触れたいと思います。

それでは、資料4-1の2ページをご覧ください。

質問番号2-6の環境保全上留意が必要な場所についての質問です。

2次質問にて、今後の現地調査によって区域内に住宅等の存在が分かった際、図書内で示される500メートルという離隔距離は保たれるのですかと質問しました。これに対して、その方向で検討するとのことです。

少し飛びますが、8ページをご覧ください。

質問番号4-14の動物についての質問です。

ヒアリング、面談、意見書等でどのような情報を得て、その情報にどのように対応していくのか、または、どのように図書に反映したのかという質問です。これに対して、1次回答や資料 4-2 の別添資料として意見書の情報提示がありましたが、これら意見書における事業者の見解は方法書にて記載するとのことです。また、ヒアリング、面談の際に提供された情報は、1次回答にて示されたものであり、ヒアリング内容を反映した例がこの回答の②にて示されております。

これに関連して、9ページの質問番号4-15をご覧ください。

2次質問の②において、ヒアリングや面談等により、チュウヒ、タンチョウなどの重要種について得た情報をどのように扱っているのでしょうかと質問しました。これに対して、ヒアリングや地元団体からいただいた意見に含まれる重要種は図書内でも重要種として取り扱っている、また、今回の指摘を踏まえ、方法書以降ではより多くの有識者に本事業に対するご意見や動植物の生息・生育状況、具体的な調査方法等についてのご助言を伺いながら適切な調査、予測、評価を行うとのことです。

重要種の幾つかについては、それぞれ見解を伺っております。

9ページの質問4-16ではタンチョウについて質問しております。

また、その次の10ページの質問4-45から質問4-47では、チュウヒ、サンカノゴイ、アカモズについてそれぞれ質問しており、それぞれについて専門家や自然保護団体等のご意見を伺いながら生息状況の把握に努め、適切な対応に努める、検討するとのご回答をいただいております。

次に、12ページの質問4-26をご覧ください。

自然度の高い植生の扱いについてです。これに対して、現地調査の際に、分布状況の把握に努め、その結果、自然度の高い植生が確認された場合には、まずは直接改変の回避を検討する、また、それが困難な場合でも、可能な限り改変面積を小さくするなど、影響の回避、低減を検討するとのことです。

次に、14ページの質問4-35をご覧ください。

景観について、二つの眺望点から垂直視野角が10度を超える結果となっており、見えの大きさを極力小さくしたとは言えないのではないか、また、その眺望点では少なくとも 圧迫感を受けるのではないかと質問しています。これに対して、算出された視野角の値か ら眺望点2か所においては圧迫感が生じる可能性がありますが、住宅等から一定の離隔距離を確保するように区域を絞り込んだために、住宅等に隣接して見えるような見え方を回避し、この2点以外の主要な眺望点6か所からの視野角は6度以下になっている、また、風車設置の位置が今後さらに絞り込まれ、地形の起伏や建物、樹木等に遮蔽されることにより視野角は予測より小さくなると考えている、また、方法書以降の手続において関係機関や地元住民等に対してフォトモンタージュ等を用いて意見聴取を行い、いただいた意見を基に風車の設置位置等について適切に検討し、その結果を評価書に記載するとのことです。

一部になりますが、以上が2次質問及び事業者の回答になります。

続きまして、資料4-3をご覧ください。

関係市町長の意見について概要を説明いたします。

関係する自治体は、苫小牧市、厚真町、むかわ町の1市2町になります。

まず、苫小牧市長からは、事業実施想定区域の周辺には事業所が存在することから、騒音の発生等により苦情が寄せられた場合には真摯に対応することとの意見をいただいております。

次に、厚真町長からは、周辺の環境保全、地元住民の生活や農林水産業の振興に支障が 生じないよう配慮すること、動植物への影響を可能な限り回避するよう配慮すること、関 係市町や近隣市町に対し、住民等への積極的な情報提供や説明に努めること、必要に応じ て関係機関と十分に協議を行うこととの意見をいただいております。

裏面をご覧ください。

むかわ町長からは、騒音及び超低周波音については、住宅、教育施設、福祉施設、農地等が近隣に所在するため、適切に予測、評価を行い、周辺生活環境への影響の回避、低減に努めること、動植物については、タンチョウやシギ、チュウヒ等、希少鳥類の飛来・繁殖情報があり、事業実施想定区域から厚真町にかけての海岸湿地といった生息環境の縮小が懸念されるため、子細に調査を行い、鳥類への一層の影響の回避、低減に努めること、また、厚真町長と同じく、積極的な情報提供や具体的説明、必要な調整を行うこととの意見をいただいております。

以上の質問への回答、市長、町長の意見を勘案した上で、答申文(案)たたき台を作成したものが資料 4-4 になります。

まず、前文です。

構成は、これまでの文言と同様に、1段落目では事業の概要を、2段落目では事業実施 想定区域における地域特性の概要をそれぞれ整理しております。また、3段落目では、本 事業における環境影響を回避するため、以下、次の総括的事項及び個別的事項に的確に対 応することを求めております。

続いて、1の総括的事項です。

(1) は、事業計画のさらなる検討に関する意見です。

基本的にはこれまでの意見と同様ですが、本事業では、希少鳥類が生息できる環境である事業実施想定区域自体が論点となっていることを踏まえ、規模の縮小だけではなく、区域の変更も検討対象として含めるよう求めております。

(2) は、絞り込みの検討に関する指摘です。

例えば、植物では、自然度の高い植生が広く存在するなど、絞り込みの検討過程の説明 が不十分で分かりにくくなっていることから、方法書では分かりやすく記載することを求 めております。

(3) は、住民等への積極的な情報提供を求める意見です。

今回、事業に対して寄せられた意見書を資料として提出していただいており、自然環境への影響を懸念する声が多く寄せられていることが分かっております。(3)については、厚真町長やむかわ町長の意見においても同様に求められております。

(4) のインターネットを使った利便性の向上に関する指摘につきましては、これまで の意見と同様の内容となっております。

次に、2の個別的事項です。

(1)は、騒音及び超低周波音、風車の影ですが、本事業も近隣に住宅が存在することから離隔などの措置により影響の回避、低減を求めております。

裏に行きまして、(2)は、動物についてです。

アでは、これまでと同様に、センシティビティマップでの分布情報のある希少種や渡りの経路に加え、本事業でのヒアリングにおけるコウモリの渡りの経路、オジロワシ、タンチョウ、オオジシギの繁殖、ガン類の渡来、さらに、意見書により明らかになった多くの重要な鳥類の生息に触れ、それらについて関係機関、専門家等からの助言を得ながら適切に予測、評価を行い、影響の回避、低減に努めるよう求めております。

(3) は、動物及び生態系についてです。

アは重要な自然環境のまとまりの場になりますが、事業実施想定区域には、ヨシクラス、ハマニンニクーコウボウムギ群集などの自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、土地改変箇所の検討において、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避、低減を求めております。

イの植物相、ウの生態系については、これまでと同様の意見としております。植物相については助言を得ながら的確に把握し、重要な種では、適切な方法により予測、評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより影響の回避、低減、生態系については、助言を得ながら生態系を特徴づける適切な種を選定し、生息地、生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めております。

最後になりますが、(4)は、景観についてです。

アでは、これまでと同様に、ホームページや観光パンフレットだけではなく、関係機関 等へのヒアリングなどにより、ほかに眺望点がないかを改めて検討するよう求めておりま す。 イでは、眺望点での風車の垂直見込み角について触れておりますが、本事業では、浜厚 真海浜公園、浜厚真地区では垂直見込み角が大きくなることが予測され、眺望景観に重大 な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な方法により予測、評価を行い、その結果を 風車の配置検討に反映することにより影響の回避、低減を求めております。

事務局からは以上になります。

ご審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

- **〇山下会長** それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、ご 質問やご意見をお願いいたします。
- ○事務局(武田課長補佐) 事務局から補足説明を1点させてください。

資料4-2をご覧ください。

3ページ以降は、事業者に対して出された意見を、意見の提出者の名前は外していますけれども、その内容を全て事業者が出してくれています。通常ですと、配慮書に対して出された意見は方法書において事業者の見解とともに載せられるものです。方法書や準備書ですと、途中で事業者見解を付したものが提出されて、審議会でも資料としてお配りしますけれども、今回は特に様々な希少種の情報が事業者に寄せられていることが事業者とのやり取りや意見書を出した方からの情報で明らかになったため、特に出していただいたものです。

○白木委員 動物、植物、生態系の全てに対してのことです。

例えば、動物であれば、11ページの質問4-20の1次質問と2次質問です。また、 生態系や植物でも同じような質問と回答があるのですが、絞り込んで、IBAとかKBAを除いたので、影響はかなり低減できているという一貫した回答となっています。

生物の多くはKBAやIBAの中にすんでいたとしても、移動、あるいは、季節的なハビタットの変化で子どもが分散したりし、その個体群としては、あるいは、個体であっても、周辺環境を利用しながら生息しているものが多いわけです。ですから、ここだけを使っているものもゼロではないとは思いますけれども、多くの生き物はそこにすんでいながら周辺の環境も使っているのです。ましてや、この地域は周辺にも非常に自然度の高い自然環境が残っているような状態で、影響は少なくするとは言うのですが、今後、では、そういった生物の動きも含め、影響評価をどんな形でやっていくのでしょうか。そういったいろいろな環境を使っていく生物に対し、どんな影響評価を行っていくのかを質問していただきたいと思います。

○事務局(武田課長補佐) 今回は、答申文(案)たたき台の審議まで来ましたので、質問の機会はこれ以上ないのです。ただ、今までおっしゃられたようなことを踏まえ、たたき台も組み立てているつもりです。

例えば、区域の絞り込みについては、IBA等を回避したと言いながら、例えば、総括 的事項の(2)の3行目では、事業実施想定区域に植生自然度の高い区域が広く存在する など、その検討過程が分かりづらいという指摘をしています。また、その上の総括的事項 の(1)の下から2行目では、科学的根拠を示すことができない場合、普通ですと規模の縮小などの見直しとなるのですけれども、今の委員の指摘のような問題も踏まえ、区域の変更ということもあえて入れています。

- ○白木委員 最後のほうがちょっと聞き取れませんでした。
- ○事務局(武田課長補佐) たたき台の総括的事項の1の(1)の下から2行目ですが、 科学的根拠を示すことができない場合、普通ですと規模の縮小などの見直しと行くのです けれども、今回は、IBAそのほかを除外したとしても、この地域に非常に重要な貴重な 種がたくさんいるというような情報もありますので、区域の変更も含め、事業計画の見直 しを行うというような表現としています。

それから、個別事項の(2)の動物と(3)の植物及び生態系のところですが、動物の イの下から2行目では、「生息地の改変を避けることなどにより」というような文言を強 調するような書きぶりにしています。

- ○白木委員 聞きづらかったので、もう一回お願いします。
- ○事務局(武田課長補佐) 個別的事項の(2)の動物のイの下から2行目です。この地域には様々な希少種がいるということを考慮し、「生息地の改変を避けることなどにより」というような文言を加えています。
- 〇山下会長 ほかにございませんか。
- ○玉田委員 たたき台の2ページ目の(2)の動物のアです。

前段でチュウヒがいる、コウモリがいるなど、いろいろと書かれており、8行目から9行目では、このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、鳥類の移動経路、生息 状況等に関する詳細な調査を行うことと書いてありますが、ここは、鳥類だけではなく、 「鳥類やコウモリ類の」にしてください。

この後ろでバードストライクやバットストライクの話、あるいは、配置の話も出てくるので、「調査を行うこと」は鳥とコウモリに係るようにしたほうがいいと思います。

なお、イでは動物の話がいっぱい出てきているので、網羅できているのかなと思います。

- ○事務局(秋山技師) そのように修正いたしたいと思います。
- **〇山下会長** このたたき台の文案で、ほかに修正や追加等はございませんか。

今回提出された意見書等を踏まえ、ほかの答申文(案)たたき台に比べると、具体的に動物名も列挙し、調査を詳しくするようにということを強調しているように思われます。 植物や景観のところもそうかと思いますけれども、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

〇山下会長 そうしましたら、今お話のあった玉田委員のご提案を踏まえ、2ページの (2)動物のアの下から4行目のところは、「鳥類の移動経路」となっていますが、「鳥類やコウモリ類の移動経路」と修正した上で承認していただいたとさせていただきます。 では、非公開審議について確認したいと思います。

委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は、挙手等、あるいは、ご発

言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

〇山下会長 そうしましたら、希少種に関するご意見やご質問はないということですので、今回は非公開審議を行わないことといたします。

それでは、一部を修正いたしますけれども、以上の議論を踏まえ、答申文を作成したい と思います。最終的な文言修正については私にご一任いただき、後日、知事に答申を行い たいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〇山下会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

予定を大幅に超過いたしましたが、これをもって本日の議事は全て終了いたします。 事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局(武田課長補佐) 事務局です。

皆様、本日は5件の議事について、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回は令和2年度第5回の審議会になりますが、8月31日月曜日の13時30分から、 ここと同じ第二水産ビルの3階の3S会議室で開催する予定です。

詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

〇山下会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上